▼特集

生体管理の現代史：市民・移民・植民地の統治技術

――ドイツ現代史学会第四二回大会シンポジウム――

バイオメトリクスの身体

――個人識別技術と可読的身体の諸相――

村上宏昭

二〇一九年九月二二日に早稲田大学戸山キャンパスにおいてドイツ現代史学会第四二回大会が開催された。当日は村上宏昭がオーガナイザーとなり、「生体管理の現代史――市民・移民・植民地の統治技術」と題するシンポジウムを実施した。本特集はその内容を報告するものであり、本稿はこの特集全体の問題提起に相当する。

1　生体認証の時代

二一世紀に入って以降、指紋・DNA・虹彩・静脈等々、身体情報にもとづく生体認証技術（バイオメトリクス）が私たちの日常のなかで急速に浸透しつつある。今日では犯罪捜査に限らず、空港における出入国審査、銀行でのATM操作、パーソナルコンピュータやスマートフォンのロック解除など、生体認証を行う場面は市民生活全般で見られるようになり、今やこの技術はインターネットに比肩するごく身近な情報処理技術として定着した観がある。本特集はこうした生体認証技術の中核にある特有の身体に着目し、その諸相を歴史学的かつ社会学的に検証することを目的として組まれたものである。

たとえば出入国審査を考えてみたい。審査の際はカメラを内蔵した端末で自分の顔をスキャンされ、旅券に登録された人物と同一だと認証されればゲートの扉が開いて通行可能となる。こうした光景は今では珍しいものではなくなっているが、その歴史はいまだ浅い。世界各国の空港でこの顔認証システムが導入されるようになったのは、おおよそ二〇〇〇年代後半以降のことであり、日本の法務省も二〇一七年に審査の円滑化という名目のもと、国内五空港（成田・羽田・関西・中部・福岡）でこのシステムを採用している。

ただ歴史が浅いとはいえ、その認証手続きの効率性と簡便性からこの技術は今では出入国審査の不可欠なツールとなりつつあり、こうした状況が近い将来大きく変わるとは考えにくい。たびかさなる技術改良の賜物でもあろうが、初期の顔認証技術に対する社会の無理解を鑑みれば、その普及の迅速さには目を見張るものがある。カナダの社会学者デイヴィッド・ライアンがすでに二〇〇九年に書いていたように、「バイオメトリクスはごく短時間のうちに、海のものとも山のものとも分からないものから、高まる身元特定ニーズの解決策へと変身を遂げた」[1]といえる。

もちろんこうした技術の普及が、一面では統治権力における効率的監視の欲望に促されたものであることはいうまでもない。近代国家の官僚制が技術的手段によって伝統的な秩序を変革していくという志向性を内包している以上[2]、技術革新と手を携えて統治機構の合理化が恒常的に図

られるのは理の当然である。とりわけ空港の出入国ゲートという国家の境界線に最も近接する空間は、無数の異邦人がとめどなく国内に流入してくる場であるだけに、最先端のテクノロジーを駆使してこれら越境者に対する監視の効率化が進められるのは何も不思議なことではない。

だがそもそも私たちが空港のゲートでカメラの前に立ち、旅券のICチップに記録された顔画像と照合されるとき、この端末はいかにしてカメラの前の人物と旅券の画像の人物との一致／不一致を判断しているのだろうか。生体認証技術の普及を推進する日本自動認識システム協会の説明によれば、そのプロセスは大別して①顔検出、②顔特徴点検出、③前処理、④特徴量抽出、⑤マッチングの五段階に分けられる。[3]

まず①において画像のなかから顔領域を高速度で探索し、その領域の位置を検出する。次いで②では顔領域内の目や口の端点など、基準となる特徴点を検出する。③では顔の回転や向き、照明の変化、眼鏡の有無など諸々の変動要因を可能な限り除外する。④では顔を識別するための諸特徴を顔領域から抽出する。その際、画像内の狭い範囲の単純な特徴から徐々に広い範囲の複雑な特徴が構成されていく。最後に⑤では、抽出された特徴群にもとづきカメラで入力された顔が旅券の記録画像と一致するか否かを判定する。

このように顔認証システムでは、入力された画像サンプル（ゲートでスキャンされた顔）から、登録済みの画像（旅券の顔写真）と比較するための諸特徴点を抽出するというプロセスが見られるが、これは顔に限らず指紋や虹彩も含めた生体認証技術一般に共通する画像処理の手続きである。すなわち、顔領域をまず大きなパーツ（目や口の端点）から細かな部分（狭い範囲の単純な諸特徴）に細分化していき、しかるのちにそれらの諸部分を再度組み合わせることで顔の全体像を再構成する方法、いわば部分から全体へ遡及していくというフローである。

またこの認証技術のもう一つの特徴は、それが統計的思考に全面的に依拠する技術であること、いいかえれば統計的な尤度にもとづくマッチング判定を行っていることである。つまり各サンプルの諸特徴の比較から類似度スコアを算出し、その数値があらかじめ設定した閾値より大きければ一致、逆に小さければ不一致と判定される。[4]

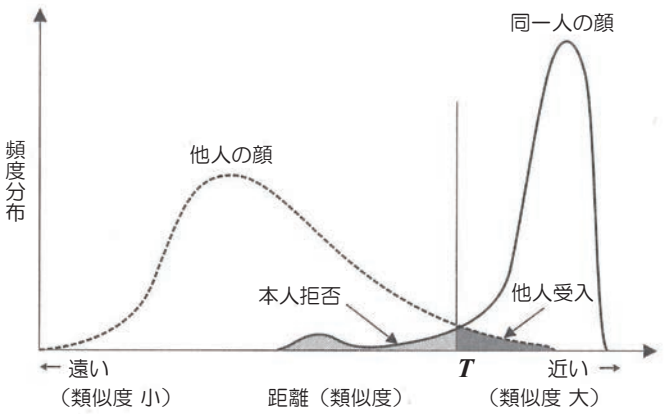

図1　顔認証における類似度の分布

閾値をTとしてこの類似度の分布をグラフにすると図1のようになる。サンプルとなる人物が異なれば類似度の小さい方に、同一であれば類似度の大きい方に曲線の山が現れる。とはいえそれがあくまで統計的な処理によるものである以上、システムがどれほど高精度であろうと、そこには必ず本人拒否率や他人受入率といった形の認証エラーが生じる可能性が、わずかであれ残されることになる。

2 「類似」概念の齟齬

こうした生体認証の手続きには、生身の人間が自分の目で旅券の写真と照合しながら本人確認を行うこと、つまり視覚という知覚器官を用いて二つのサンプルの一致／不一致を判定することとは本質的に異なる何かがある。だがこの「何か」に関する直観はどこに由来するのか。生身の人間の視覚的認識とコンピュータの認証判定との間には具体的にいかなる違いがあるのか。まずはこの点を確認しておきたい。

ここではそうした視覚による個人識別の一例として、一九世紀のパリに設置された死体公示所（モルグ）を挙げておこう。[5] これは一八六四年、ノートルダム聖堂の裏手にあった旧い地下牢を改築して作られた市営施設で、パリ警察の管轄下に置かれていたものである。そこでは市内で発見された死体が一般市民にも見えるようにガラス越しに展示されていたことから、いつしかパリの観光名所としてヨーロッパ中で話題となり、多いときは一日に四万人にも上る群衆が殺到したという（図2）。しかしこの施設の目的は元来、身元不明の死体を一般公開することで、死者の知人にその身元を確認してもらうことを意図したものであった。

図2　パリの死体公示所（モルグ）

パリ警察がこうした施設で死者の知人を募ったとき、そこで前提とされた身元確認法はいうまでもなく、身体上のいくつかのメルクマール（傷痕・痣（あざ）など）や遺留品の確認に加えて、死者の顔貌をじかに目視するというものであった。その限りでは当然、このモルグにおいて実践されていた視覚による死者の識別法は、基本的には旅券の写真を見て眼前の生者の本人確認を行うことと大きな違いはない。

だがこのような死体や旅券写真の視覚的識別において、一致／不一致あるいは類似／非類似の判断が下されるとき、その背後でいかなる認識のメカニズムが働いているのか。それを窺い知るには何よりも現象学の知見に依拠するのが有益である。ここではメルロ＝ポンティの知覚論を手がかりに視覚による認識の特徴を洗い出しておこう。

それによれば私たちが複数の対象の間に類似性を認めるとき、対象を構成する個々の部分的要素を相互に比較したうえでその類似を認識しているのではない。そうではなく、まず対象の全体的印象において類似や差異の関係を察知し、そのあと事後的にこの対象の構成要素を比較し照合するのである。いいかえれば、部分に先立って全体があらかじめ与えられているのであり、だからこそ各対象の諸部分同士の比較もまた可能になる。[6]

こうした知覚の特性は障害者の事例に照らせばいっそう鮮明になる。生まれながらの視覚障害者が白内障手術を経て初めて視覚的世界を手にしたとしても、その空間認識はあくまで「触覚的」であるという。この

元視覚障害者は円を長方形と区別するのに、あたかも手で触れるように目で図形のへりを追わねばならないからである。それゆえ健常者の認識とは違い、ここでは対象の各部分に全体が現前していない、つまり部分に先立つ全体が与えられていない。[7]

この部分と全体の問題に限れば、元視覚障害者の空間認識と生体認証技術の画像処理とは奇妙な重複を見せているが、いずれにせよ一九世紀のモルグが死体の身元確認のために頼りにしていたのは、まさにこうした視覚によって全体的に把握される印象論的類似にほかならない。科学以前の生活世界で捉えられるこのような類似のあり方と、生体認証技術が前提とする統計学的な類似度――顔をいったん部分的諸要素に分解し、各要素の一致と不一致を測定することで算出される類似度――とは、どこまでも似て非なるものである。それどころか部分と全体の関係に関しては相互に正反対の認識形態ともいえるだろう。

したがってモルグの死体識別法と生体認証技術の間には、「類似」概念に関して大きな齟齬が見られる。すなわち全体的印象の類同性としての視覚的類似（resemblance）と、個別的要素の近似性としての統計学的類似度（similarity）という齟齬である。そしてこのような齟齬の基底には各々が前提とする身体の相違がある、というのが本稿の主張であり、それゆえ以下では生体認証技術を可能にしている身体の特異な様態を理念型的に素描することで、視覚が志向する身体との断絶性を浮き彫りにすることが目指される。

なお結論を先取りしていえば、そうした身体の相違は「可視的（visible）身体」（モルグ）と「可読的（readable）身体」（生体認証）、あるいは同じことだが「見られる身体」と「読まれる身体」という形で要約することができるだろう。

3　指紋法

今日では身体のさまざまな部位が生体認証に用いられているとはいえ、そのうち歴史が最も古く、社会的にも広く認知されている部位といえば、やはり指紋を措いてほかにない。指先の隆線の形状から個人を特定する、いわゆる指紋法がヨーロッパ世界で正式に導入されたのは、イギリス本土の警察当局がこのシステムを採用した一九〇一年のことである。[8] しかしこの新たな個人識別法は、二〇世紀前半のうちにまたたく間に世界中で知られるようになり、一九二〇年代にはアメリカの霊媒師が幽霊の指紋を採取してセンセーションを巻き起こしたり、コナン・ドイル（一九〇三年）や江戸川乱歩（一九三七／三八年）などの推理小説では指紋がトリックのツールとして使われたりもした。[9]

ただこの指紋法は実のところ、最初にヨーロッパ市民社会の周縁部、すなわち植民地世界で生み出された技術であった。具体的には一九世紀半ばの英領インドにおいて、ベンガルのイギリス人行政官だったウィリアム・ハーシェル（同名の天文学者の孫）が行った試み、すなわち地元商人に署名の代わりに手形を契約書に押させるという試みに端を発する。その後は紆余曲折を経ながらも、優生学の創始者として名高いフランシス・ゴルトンの精力的なキャンペーンもあって、右で触れたように指紋法は二〇世紀初頭には植民地から宗主国イギリスに流れ込み、やがて世界各国の犯罪捜査や刑事裁判で採用されていくことになる。[10]

なおヨーロッパで指紋法の導入を推進したこのゴルトンという人物が、統計学の専門家であったことはここで改めて強調しておきたい。彼が指紋に熱中したのは、それが統計学的に個人や民族を弁別する有力なツールになりうると見なしたからであり、個人識別法の一つとして指紋

法を体系化する試みにおいても、統計的な蓋然性が最も高いマッチングの方式を模索していたのである。[11] したがって指紋法とは、ほかならぬ統計的思考を経由することで初めてその意義を十全に認められたものだったといってよい。[12]

ともあれまず指紋法の概略を確認しておこう。この個人識別法では歴史を通じて複数の方式が開発されてきたが、その多くはゴルトンが提案した分類法、すなわち指紋の形状を弓状紋（Arch）・蹄状紋（Loop）・渦状紋（Whorl）の三つの基本類型に分け、さらに各類型の混合型も配置するという仕方を踏襲している（図3）。[13] またそれに加えてマイニューシャと呼ばれる、指紋に見られるさまざまな特徴点（端点や分岐点）を同定しながら、それぞれの一致／不一致を確認するという手続きもある。[14] よく知られているように、こうした指紋の形状やマイニューシャは個々人で異なるうえに生涯変わることもないという、「万人不同」と「終生不変」の原則に従うものとされる。[15]

図3　指紋の三類型（左から弓状紋・蹄状紋・渦状紋）

この紋様の類型化と特徴点のマッピングがともに意味しているのは、本来無限に多様であるはずの指紋の形状が一定のパターンに従って規格化されているということである。すなわち人為的に構築された分類の格子を指紋に当てはめ、それをいずれかの桝目に配置することで、種々雑多な紋様が秩序化されているのである。たとえば図4は指紋法の一つ「ヘンリー方式」において使用された分類格子で、ここではまず統計上の頻度に応じて二つの基本型（蹄状紋と渦状紋。ただし前者は弓状紋も含む）の可能な組み合わせを四つの象限に配置する。そしてそこから下位の格子へと順次絞り込んでいき、最終的には一〇二四個ある最小単位の桝目の一つに採取した指紋を収めるのである。[16]

このような分類システムによって、指紋の形状はいくつか特徴的な性質を帯びることになる。第一に、一つの指紋の「個性」は人為的に規格化された分類格子（タブロー）のなかでしか識別できない、つまり別の桝目に収められたほかのあらゆる指紋との違いでしか認識できないものとなる。いいかえればこのシステムでは、指紋の個性は差異のネットワークのなかでしか存在していない。[17]

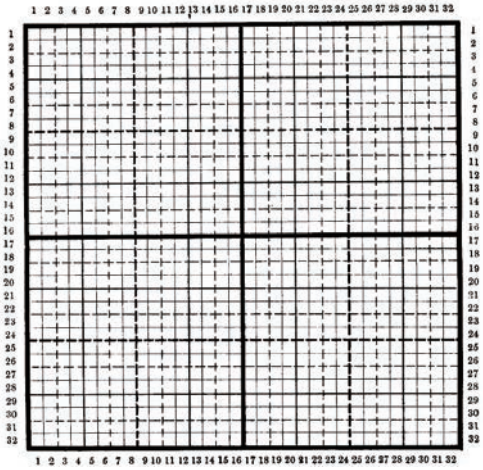

図4　ヘンリー方式の指紋分類システム

第二に、指紋が一定の分類システムに沿って整理されることで、その形状は一種の情報ないしデータとして効率的に処理されることが可能となる。たとえば図4の分類格子がそのまま物理的な整理棚に化体すれば、大量の指紋がそこに秩序立てて並べられるだけで

はない。その棚からきわめて短時間のうちに必要な指紋記録を検索して取り出すこともできるだろう。

図５の写真はまさにその一つの実例で、一九四〇年代の米連邦捜査局（ＦＢＩ）の指紋保管庫を撮影したものである。そこでは指紋記録の整理棚を前に女性職員が検索・照合作業に従事しているが、これも当然ながら一定の分類システムを前提にしなければ成立しない光景である。このようにして膨大な量の記録のなかから即座に身元を割り出せる指紋法は、先述のように特に犯罪捜査の領域で大きな力を発揮したのである。

図５　指紋記録の整理棚

4　可読的身体

ただしこうした身体情報の処理の仕方は指紋法が最初に発見したものではない。犯罪捜査で指紋法以前に使われていた、いわゆる「ベルティヨン方式」(Bertillonage) と呼ばれる人体測定法も、指紋法と同じ目的（個人識別）と特徴（身体情報の採取）を共有していた。これはパリ警視庁のアルフォンス・ベルティヨンという人物が、身分を偽って軽犯罪を繰り返す累犯者を特定するために一八八三年に開発したもの（フランス国家警察の正式採用は一八八五年）で、一一種類の身体情報（①身長、②両手を横に伸ばしたときの最大値、③座高、④頭長、⑤頭部の幅、⑥右耳の長さ、⑦右耳の幅、⑧左足の長さの最大値、⑨左手中指の長さ、⑩左手小指の長さ、⑪左手前腕の長さ）を計測し、個々人で異なる一定不変の身体的特徴を記録するという方式である。[18]

つまりこの方式では、社会制度に関わる犯罪者の情報（出生地・居住地・年齢・職業・家族構成等々）は視野の外に置かれ、もっぱら解剖学的身体の弁別的指標にのみ注意が向けられている。[19] さらには図６のように、そうして採取された各種の身体記録が――指紋法と同じく――整理棚に保管されることで、逮捕した人物の前科の有無を確認する際に、当該人物の身体情報を大量の記録のなかから即座に検出できるようになっていた。[20]

図６　ベルティヨン方式の整理棚

とはいえ怪盗紳士アルセーヌ・ルパンは警察に逮捕されたあと、職員の一人を買収して虚偽の測定数値を記録させることで、このベルティヨン方式の網の目を潜り抜けて脱獄することができた。[21] 当時の推理小説もそうした筋書きを語っていたように、同方式は測定官の技量によって同じ犯罪者の身体でも数値の変動が生じやすく、そうした不確定要素が大きな弱点となっ

て、やがて指紋法に取って代わられることになる。[22]

このように、一方の登場とともに他方が退場するという歴史的経緯もあってか、この二つの個人識別法は今日でもしばしば対照的に論じられる傾向が強い。カルロ・ギンズブルグなどはその顕著な例で、指紋法を古典古代以来の「推論的パラダイム」に属すると見なすのに対し、ベルティヨン方式を近世以降の「ガリレオ的パラダイム」（数量化志向）の系譜に位置づけることで、両者の思想史上の根本的差異を強調している。[23]

しかしここではそうした違いよりも両者に共通する側面を強調しておきたい。すなわちこれら二つの個人識別法はともに、一定の分類システムに即して身体上の諸特徴を記録し、その情報を整理棚（データベース）に集積するという側面である。その限りでは、両者はいずれも「情報としての身体」という特有の身体を前提にしているといってよい。

それゆえ一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて犯罪捜査で志向され始めた身体、警察権力が管理下に置こうとしつつあった身体は、モルグの死体のように、あるいは性愛の身体（ポルノグラフィ[24]）や奇形の身体（フリークショー[25]）のように、視覚的欲望に駆られて眺められた身体からは大きく乖離している。それは、いったん数字や記号に変換されて情報として読み解かれる身体、それゆえデータとして紙媒体で記録され、ファイルに綴じられたうえで整理棚に収納される、そのような身体なのである。

ところで人体測定法であれ指紋法であれ、生体にもとづく個人識別技術は犯罪という市民社会の周縁領域で発達しただけに、これまでその歴史を記述する際は、もっぱら当時の犯罪者、特に累犯者問題の文脈に置くことが主流であったといえる。だがその技術を根底で支えていた情報としての身体それ自体は、何も犯罪問題の領域にとどまるものではない。その一例としてここでは二〇世紀半ばの生物学における認識論的転換を挙げておきたい。

周知のように一九五四年にＤＮＡの二重らせん構造の発見が報告され、遺伝子の本体が染色体内のタンパク質ではなく、デオキシリボ核酸という化学物質であることが解明された。フランスの科学哲学者ジョルジュ・カンギレムによれば、この発見を境に生物学は生命の認識のあり方を大きく刷新することになる。

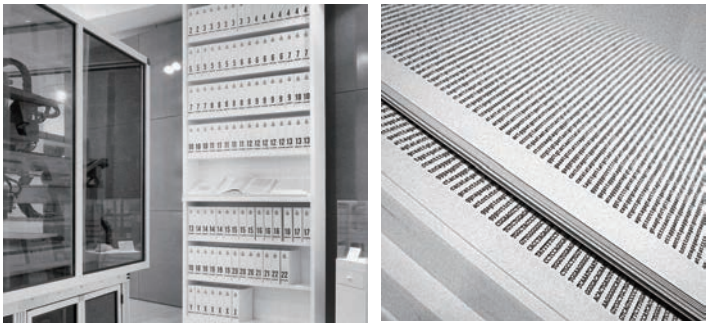

図７　初めて紙に印字されたヒトのゲノム情報

すなわち生命なるものを語るとき、もはや以前のように力学、物理学、古典的化学の用語や概念ではなく、言語理論ないしコミュニケーション理論の用語（メッセージ・情報・プログラム・コード・命令・解読など）が使用されるようになった。つまり遺伝現象は情報伝達と同義のものとなり、生命はいわばＤＮＡという物質に書き込まれたロゴス、ないしは暗号化された意味へと変貌したのである。[26]その結果、生命という存在は電子化されて記憶媒体に保存されるか、場合によっては印刷・製本されて棚に収納され、「読まれる」ことができる何かになったといえる（図７）。

たしかに現代のゲノム研究では、ＤＮＡの塩基配列だけが有機体のマスタープランを構成するわけではないという認識が広がっており、生命を情報として捉える認識論は限界に達しつつある。イギリスの社会学者ニコラス・ローズはこうした「ポストゲノム学」の台頭を踏まえ、「二〇世紀が終わると同時に『遺伝子の世紀』も終わった」という主張に賛同している[27]。だがいずれにせよ右のような情報としての生命という観念が、二〇世紀半ばの生物学で唐突に形づくられたわけではない、ということに変わりはない。これまでの記述で明らかなように、身体の一部を有機体の個性が宿る情報と見なす発想は、すでに一九世紀末の人体測定法や指紋法によって準備されてきたものであり、それだけにこの観念はそれなりの歴史的蓄積を持っているのである。

ともあれこれら三つの事例（指紋法・人体測定法・ＤＮＡ）に通底する身体は、「可視的身体」という、もう一つの近代的身体とは異なる系譜に属するものと見なすべきだろう。すなわち個人識別（生体認証）技術では、一望監視施設（パノプティコン）が志向した身体、独房のなかで視線にさらされながら規律化される身体は消え去っており、代わって「可読的身体」、つまり視覚によって見られるのではなく、情報として読まれる身体が現出しているのである。

5　植民地統治と犯罪者管理

先ほど触れたように、こうした身体を前提とする指紋法はまず植民地、特に英領インドで開発された技術であった。だがこの技術はなぜ最初に植民地世界で芽生えたのか。その理由として通常挙げられるのはおもに二つ、契約や裁判などの法的手続きをめぐる現地文化と西洋文化の齟齬、ならびにいわゆる「犯罪部族」の問題である。

このうち前者については、現地人との商談・契約における文書偽造や法廷での偽証が日常的に横行していたことが背景にある。先述のハーシェルが慨嘆していたように、この種の「妨害がかなり蔓延していた」ため、「民事裁判の運営でその威厳を維持するのは途方もなく難しいものであった」。とりわけ年金支給の場合、現地住民の風貌がイギリス人には識別困難だったことから、受給者に成りすまして年金を詐取するケースも広範に見られたという。そうした不正の横行に対処する手段として、文字や証言、外見に頼らない個人識別法が要請されたのである[28]。

次に後者については、植民地統治にあたり各地を放浪して暮らす現地のノマド、いわゆる「犯罪部族[29]」の管理と追跡が必要だったことがある。これはむろん現代的な移民管理の先駆け、つまり移動する身体の管理ツールとして指紋法が用いられた最初期の事例である。元来犯罪部族を含めたインドの放浪部族の管理は、農耕を通じて定住化を図るという思惑から、「更生居留地」（reformatory settlement）に囲い込むという形で行われていた。だがこうした政策が挫折したことで、一八九七年以降すべての法律違反者に対する指紋押捺が実施されることになる。そして一九一一年の犯罪部族法の改正によって、一二歳以上の犯罪部族の全男性に対して指紋押捺が義務化され、それに伴い当局は居留地の運営コストから解放されたのである[30]。

したがって指紋法はその発端から、植民地統治と犯罪者管理という市民社会の二大周縁領域の問題と密接に絡み合った技術であった。そうした起源の名残は今日でもさまざまな形で見られる。たとえばバイオメトリクスがこれほど浸透した現在でも、市民の間では指紋の登録に対する抵抗感が根強く残存しているのに対し[31]、犯罪者予備軍と見なされやすい

外国人移民や難民には、まずもって指紋押捺が求められるという事実がある。[32]

また旧植民地諸国における生体認証システムが、先進諸国に比べてはるかに深く社会に浸透していることも、ある意味その起源の名残の一つといえるだろう。図8は生体認証を利用した市民登録システムを持つ国を網掛けしたものだが、一見して南の貧困地域でバイオメトリクスにもとづく統治機構が高度に発達しているのが分かる。これは何も住民の抑圧的監視のためだけではない。低識字率社会で児童支援給付などの福祉行政を円滑に行うには、文字によらない生体情報がきわめて有用だからである。[33]このように文書行政のみでは限界があるグローバル・サウスの諸国は、教育コストを回避しつつ全住民を効率的に捕捉する必要から、いわば「生体認証統治」の先進地域となっているのである。

図8　生体認証にもとづく市民登録システムを持つ諸国

すでに一九世紀の英領インドでも、ハーシェルが年金受給者の受領印として指紋を使う試みを実践していたし、二〇世紀初頭の南アフリカでも大量の移民労働者の管理のために指紋法が導入されていた。[34]そうした歴史的背景を鑑みれば、このようなグローバル・サウスの現状もまた、植民地時代に開発された管理のノウハウの遺産と考えることができる。

したがってバイオメトリクス、またそれが依拠する情報としての身体という観念は、近現代史のなかで社会の治安や市民の健康の管理だけでなく、移民という他者の監視にも、植民地支配の円滑化にも大いに寄与してきた。本特集のサブタイトルはそうした歴史的事情を顧みて付されたもので、以下の諸論稿でもこれら市民・移民・植民地という三つのカテゴリーに見られる生体管理の諸様態をそれぞれの観点から論じることになる。

ただし本特集では、議論の範囲を狭く生体認証の技術の歴史に限定しないよう配慮している。本稿でバイオメトリクスそのものより、その基底にある身体に考察の焦点を当てたのも、単なる技術の歴史を越えた射程の広がりを示そうとしたためである。またそれによって——生体認証ではなく——生体管理の多様なあり方へと議論が開かれるよう意図したからでもある。このような方向へ視野を拡張していけば、その先には「可読的身体の歴史」という、これまで未踏の、だがおそらく実り豊かであろう歴史研究の領野が開けてくるはずである。

図像出典一覧

図1　小松尚久・内田薫・池野修一・坂野鋭共著『バイオメトリクスのおはなし——あなたの身体情報が鍵になる』日本規格協会、二〇〇八年、五六頁。

図2　“The Morgue at Paris. The Last Scene of a Tragedy.” *Harper's Weekly: A*

Journal of Civilization, vol. 36, July 18, 1874, p. 600.

図3 Francis Galton, *Fingerprints*, London, 1892, Plate 9. Fig. 15; Plate 10. Fig. 16.

図4 E. R. Henry, *Classification and Uses of Finger Prints*, London, 1900, Plate 3.

図5 http://internationalphotomag.com/the-fbis-fingerprint-files-called-notorious-dead-criminals/（二〇二〇年一月三〇日閲覧）

図6 Alex Csiszar, "Bibliography as Anthropometry: Dreaming Scientific Order at the fin de siècle." *Library Trends*, vol. 62 no. 2, 2013, p. 447. [Fig. 1]

図7 https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Wellcome_genome_bookcase.png（左）https://www.flickr.com/photos/johnjobby/2253777148（右）（二〇二〇年一月三〇日閲覧）

図8 キース・ブレッケンリッジ（堀内隆行訳）『生体認証国家――グローバルな監視政治と南アフリカの近現代』岩波書店、二〇一七年、一五頁。

注

（1） デイヴィッド・ライアン（田畑暁生訳）『膨張する監視社会――個人識別システムの進化とリスク』青土社、二〇一〇年（原著二〇〇九年）、一四九頁。

（2） マックス・ヴェーバーによれば、官僚制的支配はカリスマ的支配と同じく「伝統に対する第一級の革命的力たりうる」が、後者は信仰を通じて人間を内面から変革するのに対し、前者は技術を通じて外部から変革する。すなわち、「技術的手段によってまず事物や秩序を革命し、次いで人間を革命する」（マックス・ヴェーバー（世良晃志郎訳）『支配の社会学 Ⅱ』創文社、一九六二年、四一一頁、強調原文）。

（3） 以下の顔認証プロセスの説明は、一般社団法人日本自動認識システム協会編『よくわかる生体認証』オーム社、二〇一九年、三三～三四頁に依拠している。

（4） 小松尚久・内田薫・池野修一・坂野鋭共著『バイオメトリクスのおはなし――あなたの身体情報が鍵になる』日本規格協会、二〇〇八年、五五頁。

（5） モルグについては以下を参照。ヴァネッサ・シュワルツ（菊池哲彦訳）「世紀末パリにおける大衆のリアリティ嗜好――モルグ、蝋人形館、パノラマ」長谷正人・中村秀之編訳『アンチ・スペクタクル――沸騰する映像文化の考古学（アルケオロジー）』東京大学出版会、二〇〇三年、二二三～二六〇頁；Mireia Ferrer Álvarez, "The Dramatisation of Death in the Second Half of the 19th Century. The Paris Morgue and Anatomy Painting." Andrea Petö and Klaartje Schrijvers (eds.), *Faces of Death: Visualising History*, Pisa University Press 2009, pp. 163-187.

（6） メルロ＝ポンティによれば、生活世界における類似／非類似の関係は対象の全体的知覚がなければ不可能なものである。「われわれが一つの集まりを物として知覚するからこそ、分析的な態度が後からそこに、類似や近接を見出すことができるのである。これは単に、全体の知覚がなければわれわれはその要素の類似や近接に注意することなど夢にも思わないだろうという意味ばかりではなくて、文字通りこれらの要素は〔知覚によってあらかじめ全体が与えられていなければ〕同じ世界に属さないだろうし、したがっておよそ類似や近接など存在するはずがない、という意味なのである」（モーリス・メルロ＝ポンティ（中島盛夫訳）『知覚の現象学』法政大学出版局、一九八二年、四八頁、強調原文）。

（7） メルロ＝ポンティ［一九八二］三六五～三七〇頁。

（8）Anne M. Joseph, “Anthropometry, the Police Expert, and the Deptford Murders: The Contested Introduction of Fingerprinting for the Identification of Criminals in Late Victorian and Edwardian Britain.” Jane Caplan and John Torpey (eds.), *Documenting Individual Identity. The Development of State Practices in the Modern World*, Princeton University Press 2001, pp. 164-183, here p. 173f.

（9）橋本一径『指紋論――心霊主義から生体認証まで』青土社、二〇一〇年、一二～三七頁；アーサー・コナン・ドイル「ノーウッドの建築士」（一九〇三年初出）小林司・東山あかね訳『シャーロック・ホームズ全集⑥　シャーロック・ホームズの帰還』河出文庫、二〇一四年、五七～一〇五頁；江戸川乱歩「悪魔の紋章」（一九三七／三八年初出）『江戸川乱歩全集（第一二巻）』光文社文庫、二〇〇三年、四二三～七〇六頁。

（10）英領インドにおける指紋法の起点からそれがイギリス本土で導入されるまでの経緯については、Simon A. Cole, *Suspect Identities. A History of Fingerprinting and Criminal Identification*, Harvard University Press, 2002, pp. 60-96.

（11）Cole 2002, p. 79f.

（12）Joseph 2001, p. 172f.; キース・ブレッケンリッジ（堀内隆行訳）『生体認証国家――グローバルな監視政治と南アフリカの近現代』岩波書店、二〇一七年、一〇二七頁。

（13）Francis Galton, *Fingerprints*, London, 1892, pp. 75-84.

（14）小松・内田・池野・坂野［二〇〇八］三六～三七頁。

（15）Galton 1892, p. 97.

（16）E. R. Henry, *Classification and Uses of Finger Prints*, London, 1900, Plate 3.

（17）フーコーは、表（タブロー）空間で動植物を分類する古典主義時代の博物学について次のように説明しているが、これはそのまま指紋法の分類システムにも当てはまるだろう。「ある個体に固有なものを認識するとは、それ以外のすべての個体の類別、もしくはそれらを分類する可能性を、自己のものとして持つことである。同一性とその標識は、相違性を引き去った残余によって規定されるであろう。ある動物、ある植物は、その上に捺された烙印によって示される――もしくは暴かれる――ものではない。それはまさに、ほかのものがそうでないところのものなのであって、それ自体としては、それと区別されるものの終わるところにしか実在しないのだ」（ミシェル・フーコー（渡辺一民・佐々木明訳）『言葉と物――人文科学の考古学』新潮社、一九七四年、一六八頁）。

（18）ベルティヨン方式については、渡辺公三『司法的同一性の誕生――市民社会における個体識別と登録』言叢社、二〇〇三年、一一七～九五頁。

（19）Peter Becker, “The Standardized Gaze: The Standardization of the Search Warrant in Nineteenth-Century Germany.” Caplan and Torpey (eds.) 2001, pp. 139-163, here p. 148.

（20）Alex Csiszar, “Bibliography as Anthropometry: Dreaming Scientific Order at the fin de siècle.” *Library Trends*, vol. 62 no. 2, 2013, pp. 442-455, here p. 447.

（21）モーリス・ルブラン（平岡敦訳）『怪盗紳士ルパン』ハヤカワ・ミステリ文庫、二〇〇五年（原著一九〇七年）、一〇五頁。

（22）Joseph 2001, p. 169f.

（23）カルロ・ギンズブルグ（竹山博英訳）『神話・寓意・徴候』せりか書房、一九八八年、一七七～二二六頁。

（24）アンヌ＝マリー・ソン（市川崇訳）「性愛の身体」ジャン＝ジャック・

クルティーヌ編（岑村傑監訳）『身体の歴史　Ⅲ――二〇世紀　まなざしの変容』藤原書店、二〇一〇年、一一三～一五六頁。

(25) ジャン＝ジャック・クルティーヌ（三浦直希訳）「異常な身体――奇形の文化史と文化人類学」クルティーヌ編［二〇一〇］二四三～三〇八頁。

(26) ジョルジュ・カンギレム（金森修監訳）『科学史・科学哲学研究』法政大学出版局、一九九一年、四二二頁。

(27) ニコラス・ローズ（檜垣立哉監訳）『生そのものの政治学――二一世紀の生物医学、権力、主体性』法政大学出版局、二〇一四年、九六頁。

(28) Cole 2002, p. 64.

(29) Anand A. Yang, "Dangerous Castes and Tribes. The Criminal Tribes Act and the Magahiya Doms of Northeast India." Anand A. Yang (ed.), *Crime and Criminality in British India*, The University of Arizona Press, 1985, pp. 108-127; ここで言われる犯罪部族とは、一八七一年の犯罪部族法（Criminal Tribes' Act）で指定された部族のことで、マガヒヤ・ドム族をはじめ、ブドゥック族、クンジュル族、スノリア族等々がある（p. 113f.）。

(30) 以上の経緯については、Yang 1985. なおアナンド・ヤングはこの犯罪部族法が依拠した犯罪観には、植民地主義イデオロギーに加えて、ヨーロッパ本土における犯罪学（特にロンブローゾの生来性犯罪者説）の発展が反映されていると見ている（p. 111, 126f.）。

(31) 指紋押捺に対する市民の抵抗には権力の監視にさらされる不安という面もあるが、さまざまな研究者が指摘しているように、押捺の際の屈辱感も大きな要因の一つになっている。たとえばノルウェーの航空会社の乗務員も、会社による過剰なセキュリティ・チェックに対して自分を「犯罪者のようだと感じる」として、緩和措置を訴えたことがあった（ジグムント・バウマン、デイヴィッド・ライアン（伊藤茂訳）『私たちが、すすんで監視し、監視される、この世界について――リキッド・サーベイランスをめぐる七章』青土社、二〇一三年、一三四頁）。

(32) 指紋の採取と保管による移民・難民管理については、昔農英明『「移民国家ドイツ」の難民保護政策』慶応義塾大学出版会、二〇一四年、一五九～一六〇頁。

(33) ブレッケンリッジ［二〇一七］一七七～一九四頁。

(34) 高野麻子『指紋と近代――移動する身体の管理と統治の技法』みすず書房、二〇一六年、二五頁；ブレッケンリッジ［二〇一七］七三～九一頁。

（むらかみ　ひろあき・筑波大学助教）

生体認証技術と身体管理
――識別・分類・意味づけの暴力をめぐって――

高野麻子

1　はじめに

本シンポジウムがテーマとした「身体管理」は、とても多様な実践と論点を含んでいる。ひと言で身体管理といっても、個人の氏名、生年月日、住所、家族関係の登録にはじまり、ある地域や領土内の人数の把握、人種、性別、犯罪、病気といったカテゴリーの創出とこれらにもとづく集団の分類や比率の算出、さらには各カテゴリーに分類された個々人の具体的な処遇（行動の制限や隔離など）に至るまでさまざまである。そして、人種をはじめとした各カテゴリーの創出には、人類学、医学、統計学といった広く「科学的な知」が関与していた。

これらの諸実践を通じて、個人の身体は意味づけられ、統治者にとって判読可能で把握可能な存在へと変換されてきた。身体管理は統治の手段であり、社会における秩序形成と大きくかかわっている。それゆえ、国民国家形成や植民地統治の時代に身体管理の技法が多数生み出され、多様な学問分野においても注目されてきた。そして、個人の身体を「客観的」な指標に置き換えて、他者によって数値化、カテゴリー化、選別されるプロセスには、つねに暴力や差別が内在していたことはいうまでもないし、それらに対する異議申し立てや反対運動の歴史はまさにその事実を物語っている。

この集団から個人を貫く身体管理の技術と実践は何を目指し、どこに向かおうとしていたのだろうか。そして、監視社会と呼ばれてひさしい現代の状況と、どのようなつながりがあるのだろうか。この大きな問いを考察するにあたって、本稿では、一九世紀末から二〇世紀初頭において、身体管理の多様な関心の交差点にあった生体認証技術、とりわけ「指紋」をめぐる日本帝国での研究と実践を取り上げたい。指紋といえば、個人の「万人不同」と「終生不変」の特徴を利用した個人識別がイメージされるかもしれない。現在でも、指紋は入国審査、パソコンへのログイン、犯罪捜査などに利用されている。しかし実際、二〇世紀前半に指紋に向けられていた関心は、個人識別、人類学、法医学、遺伝学、犯罪学など、多岐にわたる。そこで、指紋にかんする同時代の研究から、身体管理とそれを成り立たせている学問的知が何を目指してきたのかを見ていきたい。

日本帝国における指紋の利用や研究は大きく三つに分けられる。一つ目はいうまでもなく、個人識別への利用である。これは個人を唯一無二の存在として捉える視点、つまり同じ指紋を持つ人がいないように、同じ人間はこの世にいないという前提に立った身体管理である。二つ目は、指紋を対象にした人類学や遺伝学的研究を通じて人種を分類し、集団的な同一性の根拠を見つけ出そうとする試みである。これにより「日本人」の集団的特徴が検証されていった。三つ目は、占い、犯罪学、医学的側面から、個人の性格や気質、犯罪傾向の分析を行うものだ。

これらを見ていくと、指紋は人間を人種という指標のもとで集団として大分類し、その内部を目的に応じて中分類し、さらに、これらの分類から創出される集団的特徴を個の特徴として分配し、固定化したうえで、個人を唯一無二の存在として認証するために利用されていた。まさに、集団の管理から個の管理に至るまで、広く指紋への関心が立ち現れていたのであり、人間をあらゆる位相から判読するための一つの鍵だったと

いえるだろう。指紋は現在のＤＮＡのような存在として扱われ、国民国家における国民の範囲や植民地統治の正当性を理論づける根拠として、さらに社会的秩序の形成に広く応用された。そこで、以下では三つの指紋研究のそれぞれについて、日本帝国を事例に見ていく。そして、本稿の最後では、生体認証技術の需要が世界的に拡大している現代の身体管理についても考察を広げてみたい。

2　個人を識別すること

指紋にかんする研究の一つ目は、個人識別である。[1] 周知の通り、生体認証技術とは個人の身体的・行動的特徴を利用して個人を識別する技術のことであり、「指紋法」とは指紋の終生不変と万人不同の特性を利用して個人を識別する技法である。一九世紀末にイギリスの植民地であるインドで指紋法が誕生すると、「完全に」個人を識別・分類・検索することが可能になった。

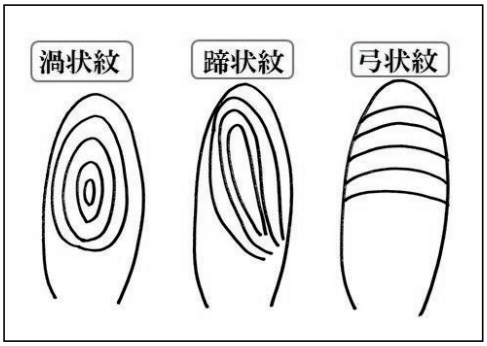

図１　指紋の３つの種類

指紋には万人不同の特徴があるため、たくさんの種類の紋様がありそうだが、実際には大別するとたった三種類しかない。図１で示したように、（一）渦巻状になっている「渦状紋」、（二）馬のひづめの形をしている「蹄状紋」、（三）弓の形をしている「弓状紋」である。これら三種類の紋様は、例えば、右手の親指は渦状紋、左手の人差し指は蹄状紋といったように、一〇本の指に混在することが一般的である。

では、どのようにして指紋で個人を識別するのだろうか。まずは、各指を三種類の紋様のいずれかに大分類したあと、下位分類を繰り返していくのだが、指紋の分類方式は多数存在していた。日本が一九〇八年に導入したのは、ドイツで生み出された「ハンブルク方式」だった。これは当時の最新式で、指紋を三種類に大別した後、隆線の数などから下位分類し、指紋のパターンを一から九番までの九種類に分け、指の欠損を〇番とした。これにより、それぞれの指は〇から九のいずれかの番号が割り振られ、一〇本の指は一〇桁の数字へと変換されたのである。この番号は、図２の指紋原紙（指紋の登録用紙）の右上に記録されているものであり、上段が左手の五指、下段が右手の五指の分類番号である。

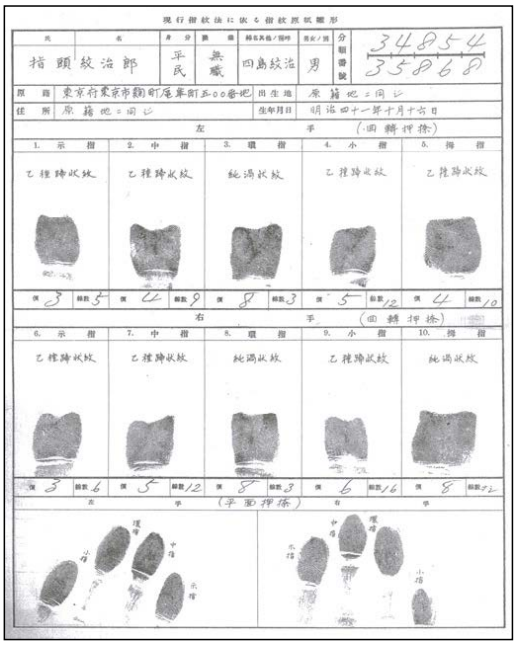

図２　指紋原紙

（出典）下中彌三郎編『大百科事典 12 巻』平凡社、1932 年。

そして、一〇桁の数字が記入された指紋原紙は、番号に従って保管棚に収納され、必要があればいつでも検索が可能であった。

これまで人間の記憶や勘を頼りに識別していた身体を、数字という客観的指標のもとで、検索可能な状態に置くことは、身体管理において非常に画期的であった。なぜなら、識別する側と識別される側の面識がなかったり、互いの言語が異なり意思疎通ができない場合や、識別される側が偽名を使用した場合でも、その人物の指先を写し取り、数字へと変換して検索をかければ、たちどころにその人物が何者であるかを判別できるからである。つまり、指紋法の誕生によって、人間の身体は言葉を語ることのない個体（もの）として識別されるようになった。

たびたび遺体の身元特定に指紋や歯型が使用されるが、まさに言葉を発することのできない遺体が「何者であるのか」について、本人の代わりに他者（医師や警察官）が判断を与え、意味づけているのである。そのため、生きている人間に同じ技術が使用されるとき、本人の言葉は奪われ、他者によってその人物の身元が決められることになる。それゆえ、誰が何の目的で誰を識別するのかという一連の実践には、暴力や差別が表出する可能性がある。個人識別の実践は暴力や抑圧とイコールではないが、つねにその契機を内包しているのだ。

では、なぜ個人を識別する必要性が歴史的に生じたのだろうか。その背景には、一定の領土とそこに帰属する国民を確定し、労役、徴兵、租税、教育、衛生といった行政事務のために、国民の詳細な情報とその所在を把握するさまざまな技法（国勢調査、統計調査、戸籍、住民登録、兵員名簿、身分証明書等の書類）が生み出されたことがある。国民国家はこれらの技法・書類を連動させて、渡辺公三がいうところの「一連の文書に基礎を置いた同一化空間」[2]の形成を目指してきた。

ただし、一連の文書による同一化空間は、基本的に定住に基づいた統治の形態であり、そこでは一定の居住地で家族とともに生活し、一時的な逸脱として移動が想定されていた。しかし実際に統治者たちが直面していたのは、定住という生活形態にない人びとであった。すなわち、定住という生活形態にないノマド、産業化にともない増大した都市の非定住者、偽名を使う犯罪者、都市と農村を往来する季節労働者、国境を越えてやってくる移民、言葉の通じない、読み書きのできない植民地の原住民などである。かれらを把握・管理するには、既存の定住に基づいた管理方法では不十分であり、移動を繰り返してもなお、つねに把握可能な技法が必要とされた。ここにこそ、住所や共同体を媒介とせず、直接身体を管理の対象とする生体認証技術の需要が高まったのである。

実際に、一九世紀末にインドで指紋法が誕生したきっかけは、移動を繰り返す「犯罪部族」の管理であった。犯罪部族とは、移動を繰り返すがゆえに管理が難しい人びとを意味しており、いわゆる犯罪行為に手を染める人びとではなかった。日本においても、一九〇八年にドイツから指紋法を導入すると、監獄や警察で犯罪者管理に使用された後、一九二四年には、南満洲鉄道株式会社が撫順炭鉱で、移動を繰り返す炭鉱労働者の管理に指紋法を用いた。さらに「満洲国」建国後においても移動が常態化した都市部の労働者管理に導入され、一九三九年には、指紋原紙を管理するために「指紋管理局」が設置された。そこでは毎月一〇万枚の指紋原紙が収集・分類され、検索可能な状況に置かれていたという。

指紋が移動を繰り返す人びとや植民地の言葉が通じない住民を管理する手法として利用される一方で、同時に存在していたのは、できれば全国民（もしくは領土内の全住民）の指紋登録を実現させたいという統治

者側の欲望であった。いつどこにいようと、言葉が通じなくても、その人物を識別し、意味づけられるこの技術は、統治者にとって「理想」の道具であった。そのため、国民全体を対象とした指紋登録の構想も繰り返し議論されてきた。実際に指紋法をドイツから日本に持ち帰った弁護士の大場茂馬自身も、戸籍簿に指紋を押捺する案を、著書『個人識別法』（忠文社、一九〇八年）のなかで提起している。

その後、これが具体的な構想となるのは、「満洲国」の建国の際であった。建国の年である一九三二年に日本で出版された平凡社の百科事典には、「指紋」の項目に次のような記述がある。

> 実体的戸籍法の実施は目下の急務で、それが一日も早からんことを要望するのである。全世界に於て戸籍法に指紋法を実施するのは、満洲国を以て嚆矢とす。右は眞に新国家にふさはしいことである。形式的戸籍法を実体的戸籍法とするのであるから実に正確なる点に於ては世界一となることであらう。[3]

ここから、世界一正確な国民登録を「満洲国」で実現するという意気込みが感じられる。実際に建国直後より、全国民を対象とした指紋登録の実施に向けて準備が進められた。この計画はすぐさま実現することはなかったが、先の労働者への指紋登録制度が軌道に乗ると、これを国民指紋法へと拡大する動きが再燃し、一九四四年にこれを定める法律が施行された。ただし、ようやく法整備が進み、国民の指紋登録が動き出した矢先に、日本は敗戦を迎えるのだった。

ところが「満洲国」で実現しなかった国民指紋法は、戦後の日本に引き継がれていった。一九四九年に「国民指紋法構想」が衆議院法務委員会で議論されたことにはじまり、住民登録に指紋押捺を導入する案、さらに警察主導の県民指紋登録も登場した。

そして現在においても、マイナンバーカードに貼付された顔写真の利用が開始されたように、全国民（住民）を生体認証技術によって管理する取り組みは続いている。唯一無二の個人をいつでも把握できるシステムは、セキュリティや利便性の言説のもとで、支持を集めている。この点については、本稿の最後で扱う。

3　人種の境界線を引くこと

個人認証だけでなく、人類学的な関心にもとづく指紋研究も存在していた。竹沢泰子は、「目に見えようが見えまいが、差異を創り出し、境界線を引き、徴（しるし）づけては可視化させる、そして『遺伝する』という語りによってその差異を自然化させ、本質化させ、固定化させていく。それこそが人種化の行為なのである[4]」と述べているが、指紋もまた、人種を可視化する手段として注目されていた。

よく知られている通り、一九世紀半ばにフランスのポール・ブロカが制度化した人類学のもとで、頭骨計測や人体計測から人種を分類する研究が行われていた。ブロカは頭蓋骨の角度や長さ、容量を測定し、人種の差異と人種ごとの知的水準を明らかにしようとした。個人の身体的特徴が集団的同一性を示す手段として用いられるとき、先の個人識別のように、個人を唯一無二の存在として捉える身体観とは異なる位相が出現する。

渡辺公三は、ブロカが頭蓋骨の標本を計測する手法を分析するなかで、「個体の死そのものも、『平均値』の中に溶解し消えてゆく」と指摘

する。つまり、「頭蓋骨は、ここでは個体の死を表すものではなく、人種というほとんど架空の集合的な存在者の指標にすぎず、脳容積に比例すると想定された知性という質的特性を表示する物にすぎない[5]」というのだ。頭蓋骨は特定の個人の一部であるにもかかわらず、その唯一性は奪われ、この頭蓋骨が何者であるのかは問われず、集団的特徴のなかに抽象化されていく。

そして指紋も、頭蓋骨と同様に集団を特徴づける手段として関心を集めていた。そもそも一九世紀末に指紋の終生不変と万人不同の特徴を明らかにしたイギリスのフランシス・ゴルトンの関心は、個人識別ではなく才能の遺伝にあった。「優生学」という言葉の生みの親でもあるゴルトンは、指紋の種類や紋様からその人の才能を読み取れるのではないかと考えていたのである[6]。

一方日本では、犯罪者の識別を目的に指紋法が導入されたため、当初の関心は個人識別に向けられていた。一九〇八年にドイツからハンブルク方式を導入した際に、司法省で開催された「犯罪人異同識別法取調会」の報告書には、市ヶ谷監獄の囚人一、〇五七名の指紋を採取し、指紋の出現頻度を調査したとの記載がある。ただし、「結果頗ル良好ニシテ僅少ノ変更ヲ加ヘ之ヲ採用スルヲ相当ト認メタリ[7]」と書かれているように、この調査は同方式が日本で適用可能か否かを判断するためのものであり、人類学的な関心によるものではなかった。他にも同時期に日本人を対象とした指紋研究は登場するが、あくまでもドイツから移入した分類方式の妥当性を証明することに主眼が置かれていた。

こうしたなか、日本で本格的な指紋の医学的、人類学的な研究を進めた人物がいた。法医学者の古畑種基（一八九一～一九七五）である。かれは、金沢医科大学、東大医学部などで教授を務めた人物で、現在でも使用しているＡＢＯ式血液型の研究や、鉄道三大ミステリーの一つといわれる下山事件（一九四九年）で、下山定則総裁の遺体の司法解剖を指揮したことでも知られている。古畑はドイツのベルリン大学で二年間の留学を経たあと、一九二四年に金沢医科大学に赴任した頃から指紋と血液型の研究を本格的に進めている。かれは法医学者の立場から、遺体の身元や遺体の血縁関係（親子関係）を鑑定するために、血液型、さらには指紋に関心を寄せていた。

古畑の血液型や遺伝への関心の背景には、ちょうどこの時期、ヨーロッパでの血清学と遺伝学の流行があったと考えられる。というのも、ブロカによって人種の分類に使用されてきた頭骨計測と人体計測法が成果を上げられずにいるなかで、二〇世紀のはじめにウィーン大学のカール・ラントシュタイナーが血液型を特定する方法を生み出し、それを人類学的に応用する研究が登場したことで、注目を集めていたからである。キャロル・レノー‐パリゴによれば、「血液型を決定する手法は、それまでの頭骨計測などよりははるかに簡便なため、ある時期、血液型による区分は大変な人気を得ることになった[8]」という。

血液型の研究のなかでも、とりわけルドウィック・ヒルシュフェルトとハンナ・ヒルシュフェルトによって行われた研究、すなわち第一次世界大戦中、一六カ国の兵士を対象に八、五〇〇人の血液型を調べ、人種の相違と血液型の分布に着目した研究は、古畑の血液型研究さらには指紋研究に大きな影響を与えたと考えられる。ヒルシュフェルトはこの研究のなかでＡ型とＢ型の出現頻度から「生化学的民族示数」を算出する数式を提唱し、示数二以上を「欧州型」、示数一～二の間を「中間型（トルコ人、ユダヤ人、アラビア人、ロシア人）」、示数一以下を「アジア・アフリカ型」に分類した。それは、次に示す古畑が考案した「指紋示

数（係数）」を算出する数式と、それにもとづく人種の分類方法に類似している。[9]

実際、古畑は一九二六年一〇月の北陸医学会にて、「指紋人種特異性並に『指紋係数』に就いて」と題した発表の冒頭で、ヒルシュフェルトの研究を参照しながら、「指紋も亦血液型の如く人種によって其出現率が一定して居る事を注目するに至ったので『指紋の人種特異性』と云ふ事に関し卑見を述べて皆様の御批判を仰ぐ次第である」[10]と述べている。そのうえで、指紋の出現率が人種によって異なることを提唱し、次の式を発表した。

$$\text{指紋示数} = \frac{\text{渦状紋の\%}}{\text{蹄状紋の\%（甲種蹄状紋\% + 乙種蹄状紋\%）}} \times 100$$

古畑は各国の指紋示数によって、「九〇以上を満洲人型」、「九〇～七〇を日本人型」、「七〇～六〇を伊太利人型」、「六〇～五〇を印度人型」、「五〇以下を西欧人型」とした。[11]そして、同時期より、古畑が教授を務めていた金沢医科大学の同僚や教え子たちを中心に、『金澤醫科大學十全會雑誌』にて「日本人指紋ノ研究」と題した人類学的関心にもとづく多数の指紋研究が発表されていく。

全国各地の指紋分布を調べるなかで、古畑は次のように述べている。

> 血液型の研究に於て余は日本民族は日本島に於て創生せられた新民族なりと云ふ見解をとって居るが、指紋の分布の調査を見るにつけても我が国に於ける指紋の分布には僅かの地方的差違を見るが大体に於て南は沖縄より北は北海道に至る迄三府四十三県の指紋の分布は殆ど一様と申してもよい事を見るのである。即ち指紋の研究より見るも血液型の研究より見るも我が日本人は大家族の一団である事を強く感ぜざるを得ない。[12]

「我が国の指紋分布はほとんど一様」、「日本人は大家族の一団」といった発言からも、日本人の集団的同一性を確信している様子が読み取れる。古畑が考案した「指紋示数」を用いた指紋の研究は、日本国内にとどまらず、一九三〇年代に朝鮮、台湾、満洲といった植民地にも広がっていく。現地で研究を主導していたのは、おもに現地の大学の医学部教授や軍医たちだった。彼らは植民地の原住民たちの指紋を採取しては、この数式に当てはめていった。

例えば、京城帝国大学医学部法医学教室の國房二三は、自身が調査したデータと先行研究のデータを組み合わせることで日本人、朝鮮人、満蒙人の指紋示数を算出している。ここで導き出された指紋示数を大きい順に並べると、満蒙人、朝鮮人、日本人となり、朝鮮人のなかでも北部に土着する人は満蒙人に近似し、南部の人は日本人に近接していると分析した。国房は自身の論文のなかで、「指紋各型の出現頻度を基準として考察すれば、蒙古、満洲、朝鮮、日本と、是等民族は互に漸変的に移行混成せることを憶測せしめる」、「余の指紋調査成績は、如上諸民族が人類学上緊密不可離の関係にあるといふ想察を、更に一層増強せしむるものである」[13]と結論づけている。

また、大規模な指紋登録を実施していた「満洲国」においても、一九三九年五月から一九四〇年三月の間に、陸軍軍医の山本昇による「満洲国及ビ近隣諸人種ノ指紋ニ関スル研究」が『軍医団雑誌』に一〇編も掲載されている。山本はこれらの論文のなかで、先述した指紋管理局に保管されている指紋を人類学的調査に用いていた事実を明かしている。

このように、日本帝国において指紋は、個人識別と人類学的調査の双方で関心を集めていたことがわかる。[14]

4　個人を特徴づけること

集団の分類は、人種にとどまらなかった。ゴルトンが指紋と才能の関係に関心を抱いていたように、指紋から性格、才能、犯罪性などを読み取ろうとする研究も存在していた。これは、人種という集団の内部をさらにカテゴリー化し、個人の属性を決定づけようとする試みである。例えば、日本でも司法省指紋部の主任であった兒島三郎は、一九二一年に『品性研究 指紋上の個人』（竹生英堂）、一九二六年には『指紋に現はれた個性』（兒島三郎）を出版し、指紋から「天稟（てんぴん）（生まれつきの才能）」が読み取れると主張した。

> 人の天稟は指紋で分る。なぜ分るかといふと、それは医学を超越した問題であるが、私は指紋ばかりで分るとは言はない、身体のどこかに天稟は表はれて居るといふのは私の信念である。私は古い人相、骨相、性相をすてて、新しい指紋について研究の結果を発表するのである。[15]

兒島は司法省で指紋業務に従事し、数十万人の指紋を比較研究するなかで、人の天稟と指紋の関係に着目するようになったという。そしてこの時期に、指紋から個人の気質や性格、運命を読み取ろうとしたのは兒島だけでなかった。例えば、長谷川滔浦『指紋と性格』（春秋社、一九三二年）、『指紋と運命』（アルス、一九三三年）、『個性と指紋』（社会教育協会、一九三五年）、小西久遠『（立身出世の極意）観相秘録　附指紋と運命』（浩文社、一九三五年）など、多数出版されている。

さらに、占いに限らず、指紋の種類と犯罪率との関係をテーマとした研究も進められていた。兒島と同じく、司法省指紋部主任の仁科正次は、一九三一年に司法省が保管する犯罪者指紋のなかから、強盗致死傷と偽造犯罪者の指紋を分析した論文を書いており、[16]また同年に南條博和は台湾の犯罪者指紋から犯罪の種類と指紋の関係について分析をしている。南條は窃盗、強盗、傷害、殺人、詐欺など、罪名ごとに指紋の現れ方を示したうえで、一般人（犯罪者として捕まっていない人）の指紋の出現傾向と比較している。[17]指紋の終生不変の性質を考えると、指紋と犯罪性を関連づけることは、犯罪傾向は先天的なもの、つまり生まれながらにして決まっていることになる。さらに、「遺伝」という言葉を用いることで、子孫にその性質が受け継がれるものとして語られた。[18]

そして指紋による集団と個人を貫く身体管理の実践は、しだいに優生思想へと引きつけられていく。一九三〇年に日本民族衛生協会（一九三五年に日本民族衛生学会から改称）による民族衛生叢書の第三巻として、一九四八年に古畑は『民族と血液型』を出版している。本書の冒頭「民族衛生叢書刊行の辞」で、理事長の永井潜は「一層大切なのは、国民の中に於て素質の劣悪なる者の数を制限するとともに、優秀なる者の数を増加させ、かくして数と質との調和を計り、依って以って国民素質の水準を高めることである。そしてこれが、民族衛生学（優生学）の使命なのである」[19]と述べている。また永井自身も仁科正次と東京医専学術研究会附属研究所所長の池見猛とともに、「出生地と指紋の関係」と題した論文を『醫事公論』で発表しており、指紋研究に携わっていたことがわ

かる。[20]

当初より、優生学の生みの親であるゴルトンの関心が、指紋から才能の遺伝を読み取ることにあったと考えると、日本での指紋研究と優生思想とのつながりは当然の帰結ともいえるだろう。ただ、改めて二〇世紀前半の日本帝国における指紋研究を、身体管理という大きな文脈のもとに位置づけてみるとどうだろうか。指紋の紋様の出現率から人種にもとづく集団を創出し、その内部を詳細にカテゴリー化して生み出される抽象的な特徴を、個人の識別を通じて「個」に具体化し、固定化し、本質化し、差異化してきたといえるのではないだろうか。そして、特徴を具体化された個人は、最終的に優生思想のもとで、優秀な集団（人種）を構築するために選別の対象とされていく。まさに集団から個を経て、再び集団へと回収されるサイクルが浮かび上がってくる。

この時期に集団（抽象）から個人（具体）を直線的につなぐ物語の創出に、指紋が着目された理由は何だったのだろうか。おそらく二つの理由が考えられる。一つは簡便さである。個人識別と人類学的研究の双方において、指紋より以前に用いられた人体測定法は、非常に手間と時間、さらに測定にかんする技術（コツ）を必要としたし、人類学で関心を集めた血液型の場合も、血液の採取には痛みを伴う。一方で指紋は指先にインクをつけて、紙に写し取るだけであり、痛みもなく、また計測器具も不要だった。

二つ目は、指紋の紋様の特徴と分類方式である。本稿の第二節で示したように、指紋は大別すると「渦状紋」、「蹄状紋」、「弓状紋」の三種類しかない。古畑の指紋示数が渦状紋と蹄状紋の出現率から算出されているように、集団（人種）を分ける際には指紋の大分類を用い、次に集団内を性格や犯罪性の判断のために中分類する際には、三種類の紋様（蹄状紋を「甲蹄状紋」と「乙蹄状紋」に分けるなど、紋様の種類を細かく設定する場合もある）の出現率や出現指（どの指にどの紋様が現われているか）に着目する。そして、個人を識別する際には下位分類を用いることで、一〇本の指を一〇桁の数字へと変換する。このように、大分類から小分類に向かうプロセスを、集団から個人に至る直線的な結びつきと重ね合わせることで、集団に帰属する唯一無二の個人という構図が作り上げられるわけだ。

ここで改めて確認したいのは、指紋による身体管理が行き着く先に優生思想があり、予測と予防の理念のもとで、最終的に個の選別を通じて社会的秩序を作り出そうとした点である。個人は情報として客観化されることで、他者によって身体を解釈され、意味づけられ、判断される存在になった。こうした二〇世紀の経験は、現代の身体管理とどのようなつながりがあるのだろうか。最後にこの点について考えたい。

5　おわりに

現在、指紋で人種を分類したり、性格や犯罪性を推測する試みは衰退したといえるだろう。しかし、本稿で指紋への関心を通じて見てきた身体管理の理念や方向性は、脈々と現代にも引き継がれ、コンピュータ技術の発展が、これまで実現不可能だった高度な身体管理を実現している。指紋を含む生体認証技術による個人識別の需要が高まる背後には、膨大なデータと詳細なカテゴリー化が存在している。コンピュータを介して自動で収集される膨大なデータはビッグデータと呼ばれ、私たちの日常のあらゆる情報がその対象となっている。購買履歴、インターネットの閲覧履歴、位置情報、ＳＮＳのやり取りといったリアルタイムのデ

ータだけでなく、人種、宗教、ジェンダー、さらにはＤＮＡなどの身体情報も含み込んでいる。

ビッグデータから算出された結果を生体認証技術と結びつけることで、個人を個体（もの）として識別するだけでなく、本人が自覚しているか否かに関係なく、その人物の過去・現在・未来を意味づけ、分類、選別、価値づける作用をともなう。テロを起こす可能性、病気になる可能性、ある商品を買う可能性といったあらゆる「可能性のある個人」として識別されるなかで、「私」という存在はますます自分で語るものではなく、語られる／意味づけられる存在になっている。

データによって作り出された「私」を、肉体をともなった「私」は引き受けていかなければならいのだろうか。引き受け続けることで、いつしか他者が導き出したデータ上の私が本当の私になる日が来るのだろうか。答えは否である。ある日、空港で入国を拒否された場面を想像してみてほしい。データ上のあなたはテロを起こす可能性が高いとの理由で拘束された際、それは私ではないと主張できる術を持っていなければならない。

さらに、膨大なデータにもとづく人の管理と生体認証技術の普及の先には、「価値のある人間」／「価値のない人間」の選別が存在することも忘れてはならない。なぜならデータによって未来を予測し、あらかじめ危険を取り除こうとするこの諸実践は、そもそも暴力性のある子どもや病気の子どもが生まれないようにといった優生思想と親和性を持つからだ。現代の身体管理はこれまで以上に未来の予測に向かっている。

利便性と効率性、安心と安全を掲げる今日の身体管理の実践は、今までに見たことのない新しい景色として目に映るかもしれない。しかし、新たな技術が誕生したからといって、従来とはまったく異なる理念のもとで、新しい世界を作り出せるわけではない。なぜなら技術は、それを生み出した人びとと使用する人びとの意識や感覚が大きく影響するからである。過去から連綿と続く分類・選別の歴史を今、分析する意義はここにあるのではないか。

注

（1）本稿の第二節は、拙著『指紋と近代――移動する身体の管理と統治の技法』（みすず書房、二〇一六年）の内容をもとに、シンポジウムのテーマに合わせてまとめたものである。詳細については、拙著を参照のこと。

（2）渡辺公三『司法的同一性の誕生――市民社会における個体識別と登録』言叢社、二〇〇三年、二七九頁。

（3）下中彌三郎編『大百科事典十二巻』平凡社、一九三二年、一二一頁。

（4）竹沢泰子「刊行のことば」斉藤綾子・竹沢泰子編『人種神話を解体する1――可視性と不可視性のはざまで』東京大学出版会、二〇一六年、i頁。

（5）渡辺前掲書、二〇七－二〇八頁。

（6）ゴルトンが優生学的な関心から指紋を研究していたのと同じ時期に、植民地インドで犯罪部族の管理を担当していたエドワード・ヘンリーは、個人識別を可能にする方法を模索していた。集団の分類への関心と個人識別への関心の双方がこの時期にイギリス帝国内に混在していたことがわかる。実際に、ヘンリーはゴルトンの研究をもとに、インドで指紋の分類方式を生み出し、「ヘンリー方式」と名づけたのだった。ヘンリー方式はその後イギリス帝国で広く利用されていく。大場茂馬『個人識別法』忠文社、一九〇八年、巻末付録より。

（7）

(8) キャロル・レノー‐パリゴ「フランスにおける形質人類学の変遷史——一九世紀末からの人種科学をめぐって」坂野徹・竹沢泰子編『人種神話を解体する2——科学と社会の知』東京大学出版会、二〇一六年、六七頁。

(9) 血液型による人類学的研究は一時期人気を集めたが、実際は、人体計測法と同様に、血液型によって人種を分けることが難しく、研究の成果はわずかなものだったという。この点については、レノー‐パリゴ前掲書、六七‐六八頁を参照。

(10) 古畑種基「指紋人種特異性並に『指紋係数』に就いて」『日本之醫界』十六巻九三号、一九二六年、五‐七頁。

(11) 同前。

(12) 古畑種基「指紋の遺伝とその人類学的応用」古畑種基編『指紋の論文集　第一輯』金澤醫科大學法醫學教室、一九三〇年、八頁。

(13) 國房二三「朝鮮人の指紋」『犯罪学雑誌』一一巻三号、一九三七年、四四頁。

(14) 山本昇「満洲国及ビ近隣諸人種ノ指紋ニ関スル研究——第一編 河南・湖北・安徽・江蘇・浙江省人ノ指紋ニ就テ」『軍医団雑誌』第二七号、一九三九年、三五頁。

(15) 兒島三郎『品性研究 指紋上の個人』竹生英堂、一九二一年、二四頁。

(16) 仁科正次「指紋上より観たる強盗致死傷竝に偽造犯人に対する調査に就て」『犯罪学雑誌』四巻三号、一九三一年、四五‐四八頁。

(17) 南條博和「指紋学上より見たる犯罪指紋」『犯罪学雑誌』四巻四号、一九三一年、二七‐四三頁。

(18) 指紋と性格、気質、犯罪性が「遺伝」という概念と結び付けられていた点については、井上貴翔がすでに指摘している。井上は探偵小説のなかで登場する指紋の言説の変化に着目しながら、指紋が個人識別だけでなく遺伝学的な知と結びついていたこと、すなわち「〝遺伝〟という前提が共有され、指紋はほとんど〝血〟と等価なものとして扱われていく」過程を明らかにしている。井上貴翔「〝指紋〟と〝血〟——甲賀三郎『亡霊の指紋』を端緒に」『層 映像と表現』二巻、二〇〇八年、二〇一‐二二一頁。

(19) 永井潜「民族衛生叢書刊行の辞」古畑種基著（日本民族衛生協会編）『民族と血液型』（民族衛生叢書三）村松書店、一九四八年、二‐三頁。

(20) 永井潜・仁科正次・池見猛「出生地と指紋の関係」『醫事公論』一一〇六‐一一〇七号、一九三三年。

（たかの　あさこ・明治薬科大学専任講師）

EU・ドイツにおける難民・非正規移民の管理と市民・難民の抗議運動

昔農英明

1　はじめに

現代社会の有する特徴のひとつとしてあるのは、カナダの社会学者、デイヴィッド・ライアン（David Lyon）が論じたように、近代社会が生み出した情報通信テクノロジーが駆使されることで、大規模に個人の情報が収集・処理され、人々が常時監視・管理される傾向が強まっているという点にある。[1]

日本でもマイナンバー制度などの国民の個人情報の収集、金融機関の生体認証を用いた個人識別など、個人に関する電子データは行政管理や企業の経済活動に積極的に利用されている。最新の技術を用いた監視は、個人のプライバシー権などの権利侵害として捉えられるよりも、監視カメラの積極活用による防犯意識の高まりなど個人の安全や、高度化する消費社会における利便性を高めるために積極的に導入される傾向にある。[2]

このような監視活動が常態化する現代社会では、もっとも、すべての人々が等しく監視下におかれているわけではない。誰しもが監視から逃れることはできないにしても、社会における不確実性を削減し、結果を制御するリスク管理という目的は、ある特定の人間集団に対する監視を強めている。監視は人間集団を単に分類するだけではなく、分類された集団に意味付与がなされるという点で、「社会的振り分け（social sorting）」の機能を有している。「社会的振り分け」は、ある特定の人々の権利を抑制することにより、他の集団の利益を増大化するという社会の秩序編成の問題として立ち現れてくる。[3]

「監視社会」の側面を有する現代において、重点的な監視のターゲットとなりやすい集団としては、外国人や移民・難民があげられるだろう。アメリカにおける同時多発テロとその後のアメリカ政府による外国人の出入国管理政策を参考に、日本でも出入国管理の分野において、二〇〇七年一一月以降、外国人の個人データが収集されるようになった。[4] 新たな入国審査手続きにおいては、外国人の指紋と顔写真の提供が義務付けられ、これを拒む場合には入国が許可されず、国外退去を命ぜられることになった。[5]

さらに欧州連合（以下、EU）でも、二〇一三年にEU域外からの外国人の流入数の増加への対応に直面する加盟国を支援するべく、欧州委員会が「スマートな国境（smart borders）」という政策パッケージに関する提案を行った。[6] それによるとEU域外からの非EU市民（第三国国民）の移動のデータを収集し、EU各国における国境管理のコストを増大させないような、人の移動の管理を行うシステム構築のために導入される。

EUは、監視技術の導入によって、「問題のない」非EU市民（ビジネスマン、旅行者など）の移動が促進され、そうではない人々（テロリスト、組織犯罪、非正規移民・難民など）の円滑な出入国管理が達成されると主張する。[7] 脅威の度合いに応じて人口集団を分類するために情報通信テクノロジーが積極的に活用され、「問題のない」旅行者のスムーズな移動を図るべく、別のリスクのある人々に対する集中的な管理が行われ、権利の抑制がなされる。多くの市民の安全を守るという利益があることで、特定の集団の権利を抑制する情報通信テクノロジーを用いた監視は市民によって支持される。

本論でみるように、EUにおける情報通信テクノロジーを用いた監視活動は、EUの対外国境だけではなく、域内でも強化されている。EU域内で個人情報が電子データとして蓄積されることで、加盟各国の治安当局などが特定個人の情報にアクセスすることが常時可能になった。

本論文では、多くの人々にとって安全・安心をもたらすと一般的に理解される情報通信テクノロジーにもとづく監視が、特定の他者の管理と排除につながる点を難民・非正規移民を例に論じるとともに、難民・非正規移民が権利の獲得をめぐって展開する運動の動態に触れる。

EUにおける移民政策の厳格化は、先行研究でも、しばしば「要塞化するヨーロッパ」と形容されることがある。[8] こうした形容は、EU域外からの移民・難民の入国をEUの外囲国境という水際で阻止し、難民を排除するという「堅固な要塞」を想起させる。しかしながらEUにおける移民管理によって生み出される境界は、現実には頑強で堅固な「要塞」とは言いがたく、その境界をめぐっては常にさまざまな矛盾が噴出している。EUにおける移民管理の境界はさまざまなアクターのせめぎあいがあって構築される。[9] 本論ではEUの境界管理の厳格化と難民たちの越境との間の緊張関係といった矛盾した問題が噴出する過程も含めて論じることで、「要塞ヨーロッパ」の視点を修正する議論を行う。

2　EUならびにドイツの非EU市民の管理

モノ・カネ・ヒトの国境を越えた移動が増大する現代社会においては、国境を越えたヒトの移動を完全に阻止することは不可能である。そうした現実を考慮して、現代国家の政府は、多くの人々の個人情報を収集し、全体的な監視網の下においたうえで、人々の移動を適切にふるい分けて、移動の管理を実施しようとする。[10] こうした現状をもとに、先述のように、EUは、二〇一三年にすべての非EU市民の出入国を管理する、「入国・出国システム（Entry Exit System）」と呼ばれるシステムの構築を中心とする「スマートな国境」パッケージの政策提起を行った。[11] 同システムにおいては、パスポートに出入国の押印を手動で実施する、これまでの方式が廃止され、非EU市民の指紋と顔画像の生体データが電子データベース上に登録されて、[12] 非EU市民のEU域内への入国時に、それまでの出入国の日時と場所の履歴が照合される、電子化・自動化されたシステムが導入される。[13]

こうした電子化・自動化されたシステム構築の目的として、EUは、旅行者がスムーズに移動できる利便性があることに加えて、旅行者の旅行履歴の把握や移動傾向の分析が可能となり、それによって超過滞在などの非正規滞在の抑止、申請書類の偽造や破棄の防止、テロリズムや重大犯罪の抑止が達成されると説明している。[14] EUの外囲国境から流入する人々の生体認証のための膨大なデータが収集されるなかで「望ましい人々」と「望ましくない人々」を選別し、前者の移動を促進しつつも、後者の移動を厳しく制限し、監視する方策が重視される。

このようにEUの出入国管理政策においては、重大な犯罪を防止するという目的が常に付随してきた。周知のように一九八〇年代以降、EUは域内のヒト、モノ、サービス、資本の自由移動を可能にして、EU内の市場統合を進めるために、EU域内における国境管理をなくした。そうした一方で、西欧諸国の政府やマス・メディアは、EU域内での国境管理の撤廃によって域外から多くの移民・難民が流入し、域内での管理が機能不全となる可能性を論じた。EU各国政府やマス・メディアは、移民・難民問題を域外からの組織犯罪、テロリズムの問題と意図的に結

びつけて論じ、治安対策の観点から移民・難民を管理する政策を導入した。[15] 移民・難民を管理するツールの導入においては、最新の情報通信テクノロジーが積極的に活用された。

最新の情報通信テクノロジーによるデータ管理は、シェンゲン情報システム（Schengen Information System：以下、SIS）、ビザ情報システム（Visa Information System：以下、VIS）、ユーロダック（Eurodac）であった。SISは指名手配犯、引き渡し請求の出ている人物の情報、シェンゲン領域で入国を拒否された非EU市民などに関する電子データベースである。[16] VISは非EU市民のビザの審査・発行、無効、取り消しに関するデータベースであり、非EU市民のビザ申請の際に、申請者の生体データを取得し、電子的に管理している。VISによって、非EU市民の偽造パスポートの所持やビザの不正取得の防止が目指された。

さらに難民・非正規移民の管理・取り締まりにおいて重要な役割を担っているのが、庇護申請者などの指紋を採取し、その電子データをデータベース化したシステムであるユーロダックだった。

ユーロダックは、一九九〇年のダブリン条約にもとづいて、二〇〇三年一月から運用されており、ダブリン条約は二〇〇三年二月のEUの委員会規則三四三／二〇〇三（ダブリンⅡ規則）により置き換えられた。ダブリン規則では、庇護申請者が最初に到達したEU加盟国において難民申請を行うことが定められている。さらに難民申請をした当該国以外で申請を行うことは認められない。このようにEU側はダブリン規則などEUにおける共通難民庇護制度（Common European Asylum System）が構築されることによって、庇護申請者がEU域内のどの国に最初に到達したのかの電子データが登録・管理され、難民が複数のEU諸国で難民申請をする、いわゆる「庇護あさり（asylum shopping）」を防止し、難民保護の円滑化につながると主張する。[17] 共通難民庇護制度の構築の背景には、難民が「庇護あさり」などの庇護制度を「濫用」する可能性が高いという前提理解があった。

政治的な迫害を受けた難民の保護の推進が掲げられた一方で、共通難民庇護制度は、難民の管理に傾斜していった。ユーロダックは、難民に加えて、非正規移民の指紋も採取され、電子データとして共有されるシステムとなった。さらに二〇〇五年にはユーロダックをテロ対策のために利用すべきだとされた。こうして難民・非正規移民とテロ犯罪が関連付けられて議論され、同一の制度のなかで扱われるようになった。[18]

以上の議論からも示されるように、国境を越えた人の移動の電子的な管理は、単なる人々の出入国の記録や旅行・ビザの記録の分類・蓄積という目的にとどまるのではなく、「はじめに」でも論じたように、集積・分類されたデータに特定の意味づけがなされる「社会的振り分け」機能を付随させる。共通難民政策導入の背景にあるのは、難民が「庇護あさり」など、庇護制度を「濫用」する、あるいはテロ集団との関連がある可能性を有するという点が論じられたことに明瞭に示されるように、EU域外出身の難民や非正規移民は「犯罪を起こしやすい」リスクのある集団として同定・強化され、リスク管理の対象として扱われるようになる。

こうした意味付けは別の側面でも顕在化している。ドイツでは、難民の社会給付の不正受給が多発しているとして、不正防止のために、難民の生体データを採取し、電子的に管理することで、不正受給を防止することがしばしば議論されている。[19] 電子データによる管理の検討に関する議論においても、難民が「犯罪を起こしやすい」、「リスクのある」集団として見られ、難民のデータ管理においてこのような意味付与がされやすくなる。

最新の情報通信テクノロジーを活用した難民・非正規移民などの外国人の管理は、もっともその実際の運用に際しては、さまざまな矛盾や対立、あるいは管理される側の抗議運動を生じさせている。以下においては、ダブリン・システムがはらむ矛盾や諸問題を論じていく。

3　共通難民庇護制度の限界？

（1）EU加盟国間での相互協力における諸問題

EUにおいて構築されたダブリン規則は、その実施当初から、どれだけの実効性があるのかについて疑問視されることが多かった。EUの外囲国境に位置する南欧諸国は、アムステルダム条約の発効に難色を示すなど、ダブリン規則の実施は容易ではなかった[20]。

ダブリン規則は、EU構成国間における難民受け入れの分担・割り当ての取り決めではなく、EU域外から流入した難民が、最初に到達したEU構成国において難民申請を行うように定められているように、公正な負担配分という観点が重視されたわけではない。そのために難民が最初に到達するEU諸国である、ギリシアやイタリアなどの南欧諸国が必然的に多くの難民を受け入れ、庇護審査をしなくてはならない現状となっている。そうした現状に対して、ギリシア、イタリア、マルタ、キプロス政府は過重な負担に対して不満を漏らし、EUに対して難民受け入れに関する割り当て制度を導入して、当該諸国の負担を軽減するように主張しているものの、実現には至っていない[21]。

また別の点でも、ダブリン規則は、多くの問題を抱えている。図表1にみられるように、ダブリン規則にもとづいたドイツから他国への移送の決定は、たとえば二〇一七年に六万四二六七件あったが、このうち実際に移送が行われたのは七一〇二件（全体のおよそ一一％）にとどまった。さらに次頁図表2にあるように、イタリアへはおよそ一〇％、ブルガリアは三％、ハンガリーは一％、ギリシアに至っては、移送実施は〇件であった。このように実際に移送されるケースは非常に少ないことがわかる。

ギリシアに向けてドイツからの移送が実施されない背景には、EUの人権裁判所による判断があった。二〇一一年にEUの人権裁判所は、アフガニスタン出身の難民をベルギーからギリシアに向けて、ダブリン規則にもとづいて送還することは、拷問、非人道的、品位を落とすような扱いや刑罰を禁止した欧州人権規約三条、あるいは効果的な救済を規定した一三条に違反するという法的判断を示した。この判決により、EU加盟国の多くがダブリン規則にもとづくギリシアへの送還を停止した。

図表1　ダブリン規則による移送要請と実施数

	ドイツから他国		他国からドイツ	
	移送要請	移送実施	移送要請	移送実施
2008	6363	2536	3126	1782
2009	9129	3027	3168	1517
2010	9432	2847	2888	1307
2011	9075	2902	2995	1303
2012	11469	3037	3632	1495
2013	35280	4741	4382	1904
2014	35115	4772	5091	2275
2015	44892	3597	11785	3032
2016	55690	3968	31523	12091
2017	64267	7102	26931	8754

出典：Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Das Bundesamt in Zahlen 2017*, Nürnberg, 2018, 44-45.

図表２　ダブリン規則による移送要請と実施数

	ドイツから他国		他国からドイツ	
相手国	移送要請	移送実施	移送要請	移送実施
イタリア	22706	2110	623	77
フランス	4417	530	9939	1016
ハンガリー	3304	31	107	73
スウェーデン	3264	498	570	438
ポーランド	3248	939	63	45
ブルガリア	3101	102	114	108
スイス	2854	369	1255	577
ギリシア	2312	0	5692	3164
スペイン	2312	217	7	7
オーストリア	2132	323	1739	830
オランダ	1746	267	2964	1141
ルーマニア	1618	21	35	17
ノルウェー	1550	261	89	69
デンマーク	1487	172	496	309
ベルギー	1479	287	1228	362

出典：Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Das Bundesamt in Zahlen 2017*, Nürnberg, 2018, 42-43.

（2）市民によるダブリン規則への抗議運動

さらにダブリン規則に対しては、多くの市民がダブリン規則に反対する運動を実施した点も見逃すことができない。

ダブリン規則では、移民・難民の側からすれば、ＥＵの外囲国境だけではなく内部境界においても管理されることになった。移民・難民は、治安当局により収集されたデータにもとづいて追跡されることにより、それまで以上にＥＵ各国において国外退去のリスクにさらされるようになった。そうした点で難民のＥＵ域内における自由移動は著しく制限され、難民たちは「いつでも送還可能な状態（deportability）」へと追いやられるなど、その権利を大きく制約されることになったともいえるだろう。[22]

難民のおかれたこうした事態に対して、ドイツでは、キリスト教会の教区市民による難民保護運動である、「教会アジール（Kirchenasyl）」が近年において、再活性化するようになった。教会アジールは、ドイツなどの欧米各国において、人道的な観点から受け入れ国での保護が必要にもかかわらず、国外退去強制の危機にある難民を教区市民が教会で保護する運動のことであり、教会アジールにより、多くの難民が退去強制の危機から逃れて、受け入れ国に保護された。[23] ドイツの教会アジールは、一九八〇年代以降、盛んに実施され、一九九〇年代初めをピークにして、その後、実施数は大きく後退したが、図表三に示されるように、二〇一三年以降急増した。最近になって、再び教会アジールが活性化

図表３　教会アジール件数

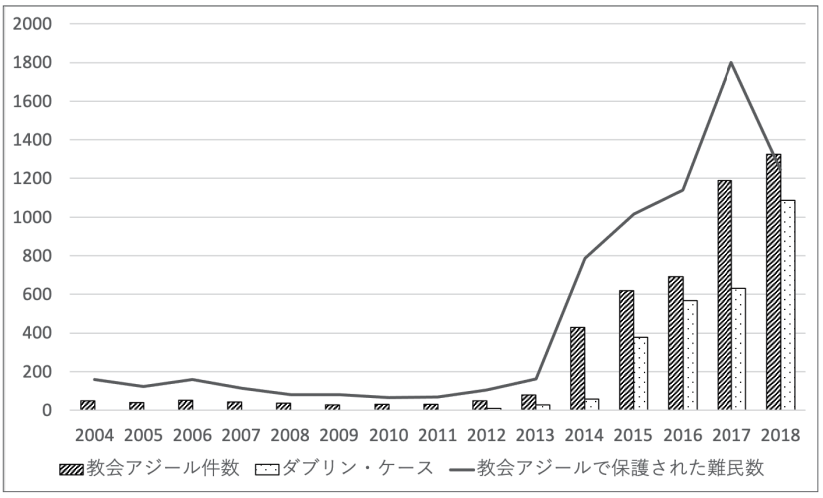

出典：Aktuelle Zahlen: Kirchenasyle bundesweit. (https://www.kirchenasyl.de/aktuelles/)（2019 年 9 月 18 日取得）。

している背景にあるのは、ダブリン規則にもとづく難民の移送の阻止が重要になったことがあった。

前頁図表三にあるように、ドイツ全土では、二〇一八年に一三二五件もの教会アジールが実施されたが、このうちダブリン規則による移送を回避する目的で行われた、教会アジールの件数は一二四六件（保護人数一九九一人）だった。二〇一八年中に九〇九件が終了し、八六七件に関しては、国外退去の危機にあった難民がドイツでの滞在が認められるなど、ドイツの教会アジールは大きな成果をあげている。ダブリン規則では、他国への移送決定から、移送実施までの有効期間が六ヶ月と設定され、それを超えた場合には、移送要請した国が当該難民の審査をしなくてはならないと定められている。それまで教会アジールを実施する教会関係者は、教会アジールをいつまで続けなくてはならないのか、その見通しがつかないケースもみられたが、ダブリン規則によって、移送実施期間が六ヶ月となったために、教会関係者は、教会アジール実施の見通しが立てやすくなった。そのために多くの教会アジールが実施されるようになった。しかしながら、連邦内務省は、連邦・州の内務大臣会議での決定を受けて、教会アジールで保護される難民は非合法的にドイツに滞在していると解釈し、二〇一八年八月以降は、移送期間を六ヶ月から一八ヶ月に延長するとした[24]。

4　共通難民庇護制度に対する難民の抗議運動

ＥＵにおける難民問題では、共通難民庇護制度を批判する各国のＮＧＯや教会関係者が、難民の保護運動を実施しているだけではなく、難民たちが現行の共通制度に大規模に抗議活動を展開している[25]。以下においては、難民自身がどのような対抗戦略をとっているのかを検討する。

第一に、難民が当局からの指紋押捺を集団で拒絶する事例がみられた。たとえば、イタリアのランペドゥーザ島では大規模な難民の指紋押捺拒否運動が発生し、指紋押捺により管理されることに抗議した[26]。あるいは、オーストリアのウィーンにおいても、難民たちが指紋を押捺されることにより、自由移動の権利をはく奪されると抗議運動を行った[27]。彼らは、オーストリアでの保護の権利、自由に居住場所を選択・移動できる権利、またダブリン規則にもとづくハンガリーへの強制的な国外退去の停止などを要求し、それが望めない場合には、自分たちのデータベース上にある指紋のデータを消去してほしいと訴えた[28]。

第二に、このような指紋押捺拒否運動の発生とともに、別の形でも、難民自身による共通難民庇護制度に抗議する運動が展開された。イタリアでの難民審査を経てそこでの滞在を許可された難民が、ＥＵの現行制度を利用して合法的に他のＥＵ諸国へと移動し、そこでの居住・就労を訴える抗議運動が活発化した。以下では、その越境移動と抗議活動の経緯を簡単にみておきたい。

北アフリカのリビアに滞在していたサブ・サハラ出身の難民、およそ三万人が、二〇一一年四月以降、リビアでの紛争から逃れるためにイタリアへと避難した。難民はイタリアで指紋押捺され、難民審査の手続きののちに、イタリアで合法的に滞在することが認められた。もっともイタリアでは難民が就労し自活することが困難であった。またイタリアの難民保護制度も保護が充実している北欧や西欧諸国の保護制度に比較して脆弱であり、難民支援が不十分だったとされる。そのため難民の一部は生存維持のために、他のＥＵ諸国への移動を試みた[29]。難民はイタリア以外の他のＥＵ諸国において就労することはできなかったが、イタリ

アの法的な滞在資格を有するために、ＥＵの制度にしたがって、三ヶ月間、旅行者として域内を移動できた。難民はその権利を行使して他のＥＵ諸国へ移動した[30]。そのうち、イタリアからドイツへ移動した難民たちも多くいた。

他方で、すでにドイツで庇護申請をしていた難民たちは、二〇一二年一月にバイエルン州のヴュルツブルクにある難民収容施設で起こった、イラン人難民の自殺に対して抗議運動を行った[31]。難民たちはドイツ各地の収容施設に立ち寄り、抗議運動の賛同者を集めて、ヴュルツブルクからベルリンへ移動した。ベルリンに到着した難民たちは、ベルリン市のクロイツベルクにあるオラニエン広場を占拠した。

イタリアからベルリンに移動した難民たちも、「ベルリンのランペドゥーザ（Lampedusa in Berlin）」という抗議運動のためのグループを結成し、オラニエン広場での抗議運動に加わった。もっとも抗議運動では、難民グループのなかでも、協力関係だけではなく、対立も生じていた。二〇一四年四月に「ベルリンのランペドゥーザ」の難民は、行政当局とドイツでの滞在のための交渉を行うという合意に達したことにより、オラニエン広場から立ち退きを余儀なくされ、各収容施設に移されることになった。しかしながらほかの難民グループは、これに対して、行政当局と権利獲得の交渉と立ち退きに同意していないと反発した[32]。

他方で北ドイツのハンブルクでは、二〇一三年に推計三〇〇人から三五〇人のイタリアから流入した難民が抗議運動を展開した。ハンブルクでも難民グループは組織化した。難民たちは「ハンブルクのランペドゥーザ（Lampedusa in Hamburg）」を結成して、さまざまな難民支援グループと結びつきながら、集合的な政治的要求を行った。ハンブルクにおいてランペドゥーザの難民グループは、自分たちがリビアでのＮＡＴＯ軍による攻撃の被害者であり、そのためにリビアからイタリアへ移動を余儀なくされたこと、イタリアで難民申請し、滞在許可が交付されたものの、イタリアでの自分たちの生活が困難なのはイタリア政府の責任であると主張した[33]。難民は自分たちがホームレス状態であること、ヘルスケアや教育へのアクセスなどの社会的権利が欠如している現状があると主張し、そのためにより豊かなドイツへと移動し、「われわれはここにとどまりたい（We are here to stay）」というスローガンを掲げて、ハンブルクに居住し、就労する権利を求めた[34]。

ハンブルクにおいて難民は支援ネットワークを獲得するなかで、二〇一三年五月二二日には、難民や支援者たちは、ハンブルク市庁舎を占拠し、当時のハンブルク市長のショルツ（Olaf Scholz：ドイツ社会民主党）への面会を要求し、市に対して上記の要求を突きつけた。しかしながら市当局は難民グループの要求を受け入れなかった。その後も難民たちはドイツでの滞在許可取得を要求し[35]、二〇一三年一一月二日には一五〇〇〇人規模のデモが開催され、多くのグループが参加し、難民たちが建物を占拠するなど、影響が拡大した。警察はアフリカ系に対する人種的プロファイリングを実施し、運動を展開する難民の取り締まりを厳しく行った[36]。

他方で難民の権利獲得のための運動は、それまでのテントでの抗議や占拠とは異なる形で行われるようにもなった。たとえば労働組合の「ヴェルディ（Ver.di）」が、ランペドゥーザの難民グループのメンバー、一五〇人を組合のメンバーとして登録した[37]。それにより、グループのメンバーが有するさまざまな資格や職業的なスキルを展示したプロジェクトが開催された。難民の活動は、組合のサポートを受けて文化的な活動へと変容した[38]。

あるいは、「ハンブルクにおけるＦＣランペドゥーザ（FC Lampedusa in Hamburg）」というスポーツ・クラブが結成され、クラブのメンバーが難民にサッカーのスキルを教えて、ハンブルクでプレーするということにより、難民がドイツ社会に根付いていることを示そうとした。クラブのメンバーとともに難民は、「われわれはここでプレーがしたい（we are here to play）」というスローガンを掲げて、ドイツでの居住する権利を求めた。[39]

以上のように、難民は、ベルリンやハンブルク市などの都市で活動する難民グループやさまざまな社会組織と結びつき、ドイツでの居住と就労を認めるように市に要求した。もっとも抗議運動においては、難民支援グループのなかでも、ドイツ市民の運動家と難民との間において、あるいは難民の間でも、運動の目的、方針、実施方法をめぐって、協力関係だけではなく、対立も生じていた。[40]

5　おわりに

ＥＵやドイツの難民保護においては、生体認証技術を応用した外国人の管理、とりわけ難民や非正規移民などの移民管理が進行している。管理されるターゲットの生体から得られたデータが電子媒体を通じて検索可能となることで、移民管理が電子的な情報や知識にもとづいて行われる。それは非正規移民や難民の移動という、しばしば補足することが困難となる越境移動を、データベース上で常時検索・追跡可能なものとし、移動経路を把握することのできるデータとして可読的なものにする試みであるともいえるのかもしれない。[41] このようなデータでの管理によって、データとして登録された難民・非正規移民は、ＥＵ各国においてこれまで以上に退去処分に処せられるリスクが高まるという点で、彼らの権利の抑制と排除が生じている。

情報通信テクノロジーを用いた移民管理のあり方は、冒頭指摘したような「要塞化するヨーロッパ」の言説が示すものとは異なっている。境界が単一の線として現れているのではなく、むしろ電子データにもとづく内的管理も強化されるようになるなど、管理が重層的にネットワーク化されている。ＥＵの域外・域内における境界の構築は、ＥＵ域内の自由移動と内国管理の強化のなかでＥＵ域内での難民の強制的な送還問題を生み出している。他方で、ＥＵにおける市民や難民たちはＥＵ域内において自由に移動し滞在することを求めて、ＥＵやドイツの進める共通政策に対して抗議活動を行っている。ＥＵの自由移動の制度を利用して、ＥＵ域内を合法的に移動し、移動先で自分たちの権利を訴えるという手法は、ＥＵ統合によって生み出されたものである。ＥＵの域内移動の自由化と外囲境界の管理の厳格化によって、ＥＵ内部の境界をめぐる新たな政治的緊張が高まっている。

本論で検討してきたように、ＥＵにおける情報通信テクノロジーにもとづく移民・難民の生体管理は問題なく進行しているわけではない。情報通信テクノロジーを用いた管理は、ＥＵ市民や「問題のない」非ＥＵ市民にとって安全や利便性をもたらすとされる一方で、移民管理の導入が、非ＥＵ市民のなかでも難民や非正規移民の権利抑制につながり、それに対して管理の対象となる人々は政策の導入に抗議している。また管理を担う側のＥＵ加盟国も共通政策のあり方をめぐっては決して一枚岩ではなく、加盟国間において生体管理の政策遂行をめぐって温度差が存在する。情報通信テクノロジーを応用した移民・難民の生体管理は、さまざまな抗議、軋轢、問題点を露呈している現状が認められる。

ＥＵの難民規制にともなう境界はＥＵ域内・域外と重層的に構築されるとともに、加盟国間における軋轢や、市民や難民の抗議のなかで境界は常に流動的なものとなり得る。ＥＵの境界はＥＵや各国政府による規制だけではなく、規制に対するＥＵ市民や外国人による抗議の実践に直面するなかで構築されている点を、今後とも注視していく必要があるだろう。[42]

注

（1）デイビッド・ライアン『監視社会』青土社、二〇〇一年。

（2）鈴木謙介「監視批判はなぜ困難なのか――再帰的近代におけるリスク処理の形式としての監視」『社会学評論』五五巻四号、二〇〇五年、四九九－五一三頁、阿部潔・成実弘至編『空間管理社会――監視と自由のパラドックス』新曜社、二〇〇六年、朝田佳尚『監視カメラと閉鎖する共同体――敵対性と排除の社会学』慶應義塾大学出版会、二〇一九年。

（3）ライアン、前掲書、一六－二一頁、デイビッド・ライアン『監視スタディーズ――「見ること」「見られること」の社会理論』岩波書店、二〇一一年。

（4）二〇〇七年五月に公布された、改正出入国管理及び難民認定法では、外国人の生体情報にもとづく管理が、テロ対策の一環として実施されることがうたわれており、一六歳以上の日本に入国する外国人のほぼすべてが対象となるとしている。法務省、「新しい入国審査手続（個人識別情報の提供義務化）の概要について」（www.moj.go.jp/content/000001941.pdf）（二〇一九年四月六日取得）。

（5）法務省、前掲ＨＰ。

（6）European Commission, “Smart Borders Package: Questions & Answers”. (https://ec.europa.eu/rapid/press-release_MEMO-16-1249_en.pdf)（二〇一九年四月二六日取得）。

（7）*Ibid.*

（8）Papastavridis, Efthymios, “Fortress Europe and FRONTEX: Within or Without International Law?,” *Nordic Journal of International Law*, 79, 2010, 75-111.

（9）Kasparek, Bernd, “Complementing Schengen: The Dublin System and the European Border and Migration Regime,” H. Bauder and Ch. Matheis (eds.) *Migration Policy and Practice*, Palgrave Macmillan, 2015, 64-65.

（10）森千香子、エレン・ルバイ編『国境政策のパラドクス』勁草書房、五－六頁。

（11）「入国・出国システム」では第三国国民すべての短期的な入国・滞在（最大九〇日間）の登録を行うとされている。

（12）欧州委員会は、生体認証の識別子として、当初、第三国国民の一〇本の指紋を採取するとしていたが、二〇一六年には四本の指紋と顔画像を用いるとした。

（13）European Commission, *op.cit.*

（14）European Parliament, “Briefing, Smart Borders: EU Entry/Exit System.” (http://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document.html?reference=EPRS_BRI(2016)586614)（二〇一九年四月一八日取得）。これまでのビザ認証に関するシステムであるＶＩＳとＥＥＳのデータベースは相互運用を行うことが検討されている。

（15）Broeders, Dennis, “The New Digital Borders of Europe. EU Databases and the Surveillance of Irregular Migrants,” *International Sociology*, Vol 22, Issue

1, 2007, 77-78. 昔農英明『「移民国家ドイツ」の難民庇護政策』慶應義塾大学出版会、二〇一四年。

(16) SISには二〇一七年末でおよそ七六五〇万件のデータが蓄積されている。

(17) European Commission, (https://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-1620_en.htm)（二〇一九年五月一二日取得）、Balzacq, Thierry, "The Policy Tools of Securitization: Information Exchange, EU Foreign and Interior Policies," *Journal of Common Market Studies* 46, January, 2008, 87.

(18) Balzacq, *op.cit.*, 87-88.

(19) *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 07.02. 2017.

(20) Lorenz, David, "Von Dublin-Domino bis Kirchenasyl. Kämpfe um Dublin III," *Movements. Journal für kritischen Migrations- und Grenzregimeforschung*, 1(1), 2015, 2-3.

(21) Council of the European Union, *Combating illegal immigration in the Mediterranean*. 5689/09. January. 23, 2009; Brussels, Hess, Sabine and Bernd Kasparek, "Under Control? Or Border (as) Conflict: Reflections on the European Border Regime," *Social Inclusion*, 5(3), 2017, 62.

(22) Kuster, Brigitta und Vassilis S. Tsianos "Erase them! Eurodac und die digitale Deportabilität," *European Institute for Progressive Cultural Policies*. (https://eipcp.net/transversal/0313/kuster-tsianos/de/print.html)(https://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-1620_en.htm)（二〇一九年五月二日取得）。

(23) ドイツの教会アジールについては、昔農、前掲書を参照されたい。

(24) ダブリン規則では、移送の決定を受けた難民が、その決定から行方をくらました場合には、移送の有効期間を通常の六ヶ月ではなく一八ヶ月にするとしている。

(25) Kasparek, *op.cit*, 68.

(26) (https://www.reuters.com/article/us-europe-migrants-lampedusa-fingerprint-idUSKBN0U02H720151217)（二〇一九年三月二日取得）。

(27) (https://refugeecampvienna.noblogs.org/)（二〇一九年七月二七日取得）。

(28) Kuster, Brigitta und Vassilis S. Tsianos, *a.a.O.*

(29) 先行研究においても、EU各国における難民保護の質量の違いが難民のEU域内における移動を促進すると指摘されている。たとえば以下を参照されたい。Brekke, Jan-Paul and Grete Brochmann, "Stuck in Transit: Secondary Migration of Asylum Seekers in Europe, National Differences, and the Dublin Regulation," *Journal of Refugee Studies*, Volume 28, Issue 2, June 2015, 145–162.

(30) Borri, Giulia und Elena Fontanari, "Lampedusa in Berlin: (Im)Mobilität innerhalb des europäischen Grenzregimes," *Peripherie: Politik, Ökonomie, Kultur*, 35, 2015, 195-196.

(31) Langa, Napuli, "About the refugee movement in Kreuzberg/Berlin," *Movements. Journal für kritische Migrations- und Grenzregimeforschung*, 1(2), 2015, 11.

(32) Borri und Fontanari, *a.a.O.*, 197; Langa, *op.cit.*, 4-5; Bhimji, Fazila, "Visibilities and the Politics of Space: Refugee Activism in Berlin," *Journal of Immigrant and Refugee Studies* 14(4), 432-450; Fontanari, Elena and Maurizio Ambrosini, "Into the Interstices: Everyday Practices of Refugees and Their Supporters in Europe's Migration 'Crisis'," *Sociology* 52(3), 2018, 591-592.

(33) Odugbesan, O. Abimbola and Helge Schwiertz, "'We Are Here to Stay' – Refugee Struggles in Germany. Between Unity and Division. Nina Merhaut,"

Sieglinde Rosenberger and Verena Stern (eds.) *Protest Movements in Asylum and Deportation*, Springer, 2018, 198.

（34）*Ibid*., 194.

（35）Offener Brief der Gruppe „Lampedusa in Hamburg“ an den Senat der Stadt Hamburg und Erneuerung unseres Gesprächsangebots. (https://www.kirche-hamburg.de/fileadmin/nachrichten/importiert/pdfs/2013/10/_doc-news_newshh.201310.13_LiH1610_OffenerBriefanSenat.pdf)（二〇一九年七月五日取得）。

（36）Odugbesan and Schwiertz, *op.cit*., 194-196; Borgstede, S. Beate, “ ‘We are here to stay.’ Reflections on the struggle of the refugee group ‘Lampedusa in Hamburg’ and the solidarity campaign, 2013–2015,” Pierpaolo Mudu and Sutapa Chattopadhyay (eds.) *Migration, Squatting and Radical Autonomy*, Routledge, 2016, 163-164.

（37）Pressemeldungen, Ver.di Hamburg 10.07.2013. (https://hamburg.verdi.de/presse/pressemitteilungen/++co++0e7e5a60-359e-11e3-a582-52540059119e)（二〇一九年十月一五日取得）。

（38）Odugbesan and Schwiertz, *op.cit*., 194-196.

（39）Mohdin, Aamna, “Here to stay, here to play”: The soccer teams in Europe composed entirely of refugees(https://qz.com/521980/here-to-stayhere-to-play-the-soccer-teams-in-europe-composedentirely-of-refugees/)（二〇一九年五月七日取得）。

（40）Langa, *op.cit*; Bhimji, *op.cit*.

（41）Broeders, Dennis, *op.cit*., 72-73.

（42）Hess and Kasparek, *op.cit*., 59-60.

（せきのう　ひであき・明治大学講師）

戦後ドイツにおける遺伝学と生体管理
――一九五〇～六〇年代における断種論を中心に――

紀　愛子

1　はじめに

本稿の目的は、一九五〇～六〇年代のドイツにおける遺伝学に着目し、当該領域における断種をめぐる議論と、断種の位置づけについて検討することで、戦後ドイツの生体管理の在り方の一端を明らかにすることにある。

ナチ政権が、「健康」な民族共同体を目指し、様々な施策によって国民の身体に介入しようとしたことは、よく知られている。特に、一九三四年から発効した「遺伝病の子孫予防法」と、それに基づく強制断種は、国家による「民族の身体」の管理の問題を如実に示したものであった。ナチ体制期にプロパガンダとして用いられた、「遺伝病の家族」というタイトルの記事では、アルコール中毒者や精神病者が子供をもつと、同じ性質が何世代にもわたって受け継がれていくと、家系図の形で訴えられている（図1）。こうした例を見るまでもなく、ナチ体制期においては、「遺伝」という概念が非常に重視され、「劣等な遺伝子」を持つ者の数を減らしていくべきだとされた。このことから、ナチ体制期は「遺伝管理社会」とも称される。[1]

一方、ナチ体制終焉直後のドイツでは、遺伝学をめぐる状況は一変した。「遺伝」を重視したナチ政権が犯した様々な犯罪によって、遺伝学は「道徳的な意味で信頼できず、非人道的」なものと捉えられるようになったのである。[2] 一九三三年から一九四五年の間につくられた、遺伝に関する研究所は、全て閉鎖され、遺伝学専門の研究団体を作ることも難しい状況であった。[3]

しかし、一九五〇年代に入ると、ヒトの遺伝を対象とした「人類遺伝学 Humangenetik」の重要性が、世界的に増していくことになる。DNAの二重らせん構造の発見や、ヒトの染色体数の確定など、この時期に相次いだ遺伝学をめぐる国際的な発見から、まずアメリカやイギリスで、遺伝学の重要性が増していった。この影響を受け、ドイツでも遺伝学研究の必要性が叫ばれるようになり、一九六〇年代には、遺伝学に関する職を医学部内に設置する必要が訴えられ、関連研究所も新設されていく。続く一九七〇年代になると、新たな遺伝子技術に関する研究も発展していくが、その前の、一九五〇～六〇年代の時期はちょうど、遺伝子や染色体といった、個人の身体的特性を強く規定するものの実態が、徐々に明らかになり始める時期といえる

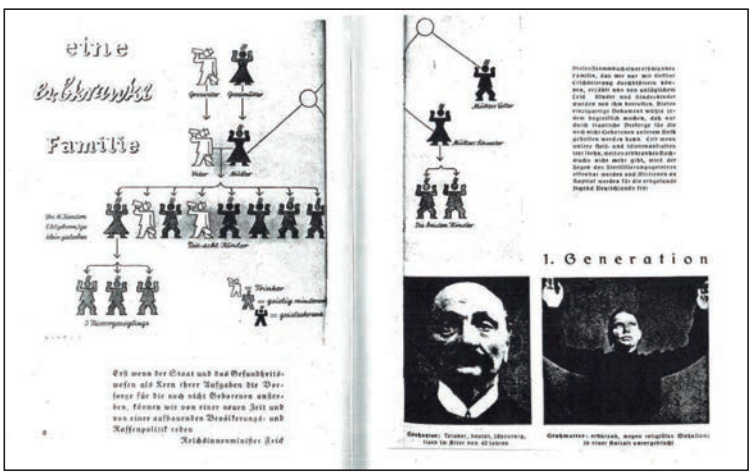

図1　「遺伝病の家族」と題した家系図。*Neues Volk*, Nr. 2 (1934), Heft 3, S. 6-7.

のではないだろうか。換言すれば、個人の身体を形作る「情報」の単位が、より細分化されたことで、身体をより緻密に分析する可能性がひらかれ始めた時期といえよう。

では、戦後ドイツにおける遺伝学の草創期ともいえる一九五〇〜六〇年代に、遺伝学者たちは、遺伝に関する情報に基づいて個人の身体を管理することについて、どのような議論をしていたのであろうか。本稿ではこの問題について、当該時期に遺伝学者たちの間で散見された、断種に関する議論を中心に検討したい。結論を先取りするならば、ナチ体制期に「遺伝」という概念が「濫用」され、大規模な強制断種政策につながったにも拘わらず、一九五〇〜六〇年代のドイツでは再び、断種の必要性や、その法制化に関する議論が展開されていた。こうした議論の中には、当時の遺伝学者たちが、「遺伝」の概念に基づいて個人の生殖に介入することについて、どのように考えていたのか、その認識の一端があらわれているのではないかと思われる。そこで本稿では、対象時期に遺伝学者が発表した論文や著作をもとに、遺伝学者たちが、同時代に生きている人々の身体、ひいては次世代の身体をどのように管理しようとしていたのかを浮き彫りにしたい。

2　戦後ドイツにおける遺伝学の発展

まずは戦後、遺伝学という学問がどのようにドイツで整備されたのかを、手短に概観しておこう。

一九四〇年代に至るまでのドイツでは、人間を対象とした遺伝学は「menschliche Erblehre」や「Erbbiologie des Menschen」という言葉であらわされることが多かったが、一九四〇年代以降は、「Humangenetik」という語が用いられるようになる。[4]「人類遺伝学」と訳されるこの言葉は、一九五六年、コペンハーゲンで開催された国際会議で使用されてから、世界的に広まり、独自の学問分野として認知されるようになった。[5]一九五九年に出版された、『人類の遺伝学：人類遺伝学の教科書』では、人類遺伝学は、「ヒトにおける遺伝性の出現に関する学問」で、「狭義では、遺伝子の血統とその発生、頻度、遺伝子の表現型の作用に関する学問」であると定義されている。[6]

先述のように、終戦後の数年間は、ドイツの遺伝学にとって「難しい」時期となった。[7]しかし一方で、遺伝に関する研究の必要性自体は消えたわけではなかった。むしろ、先述のようなＤＮＡの発見などによって、遺伝学への注目は国際的にもますます増していた。そうした背景から、新たに研究所が創設され、ナチ体制期に遺伝学の分野で名の知れていた研究者たちは、戦後初期から職を得て、研究を続けることが可能になった。特に、ナチ政権と結びつきが強かったことで知られる、カイザー・ヴィルヘルム人類学・人類遺伝学・優生学研究所各部門の元所長たちは、戦後直後から一九五〇年代にかけて、次々と新たな研究所の所長職を得た。例えば、一九四六年には、同研究所の優生学部局長であったフリッツ・レンツがゲッティンゲンで、一九五一年には、同研究所の所長であったオットマー・フライヘア・フォン・フェアシュアがミュンスターで、一九五三年には、同研究所の実験遺伝病理学部局長であったハンス・ナハツハイムがベルリンで、それぞれ研究所の所長職を得ている。[8]つまり、戦後の遺伝学の草創期には、ナチとの結びつきが強かった学者がこの学問を牽引していたのであり、その意味では、一九四五年以前との連続性はこの分野において、非常に強く見られたといってよい。

人類遺伝学にとっての転機は一九六〇年代であった。一九五〇年代に

はまだ、研究所の数も多くはなかったが、一九六〇年代から、遺伝学が徐々に学問として地位を確立していくことになる。例えば一九六〇年には、学術評議会が、全ての医学部に遺伝学の職を設けることが必要との見解を示した。このことをきっかけに、研究所もさらに新設されることになった。[9]

こうした変化の背景として言及しておきたいのが、放射能がヒトの遺伝子に及ぼす影響に対する関心の高まりである。一九五〇年代からは、科学技術の進歩に起因する遺伝子の「突然変異」の可能性が注目され、その研究の必要性がさかんに訴えられていた。一九五五年、連邦原子力問題省が設立されると、フェアシュアやナハツハイムをはじめとした遺伝学者たちは、これを研究のチャンスと見なし、放射能の影響を調査するための研究資金を獲得した。[10] また、こうした問題への関心から、原爆投下後の日本の状況にも目が向けられており、アメリカの遺伝学者ミュラーが一九四八年から一九五三年にかけて広島と長崎の妊婦を調査した研究は、フェアシュアが刊行した書籍の中でも言及されている。[11] フェアシュアは同著作の中で、「放射能や化学薬品の影響に起因する突然変異は、すでに知られている病気の遺伝因子の増加を導く」だけでなく、まだ知られていない新たな遺伝病を引き起こす恐れもあると指摘している。[12] こうした危険について研究し、予防策を見つけることの必要性が訴えられたのである。

このように、国際的な研究の進展や、新たな脅威の存在に影響を受けながら、ドイツでも新たな遺伝学が発展を始めていた。しかし、その第一線にいたのは、ナチ体制期に存在した遺伝学研究所の指導者らが大半であった。先に挙げたフェアシュアやナハツハイムは、一九五〇〜六〇年代の人類遺伝学において権威を持っていた人物であるが、ナチ体制期には強制断種政策に関わったり、人体実験に関与したりしている。[13] そうした人物が研究所で所長職に就き、学界において影響力を保っていたことからは、「人類遺伝学」という新たな呼称が生まれ、研究を取り巻く状況は変わっても、そこにいる研究者は変わらなかったということが見てとれよう。こうした人的な連続性は、次節において述べる、思想的な連続性にもつながっていくことになる。

3　遺伝学者による断種をめぐる議論

人類遺伝学が戦後発展していく中、遺伝病に関する研究においても、戦後、国際的な発見があり、研究状況は進展した。それまで遺伝病は、単一遺伝子病と、多数の遺伝子の相互作用および環境の相互作用による多因子遺伝病しか知られていなかったが、一九五九年には、染色体の異常によって起こる、染色体異常症が発見された。これによって、ダウン症の原因が解明されるなど、より細かな病因の分析が可能になった。[14]

こうした中、遺伝学者たちは、遺伝病を予防するための方策について、論文や書籍を通して提案していたが、具体的な方法として挙げられていたのは、きわめて古典的なものであった。例えばフェアシュアは、『優生学：遺伝学の観点における将来の世代』と題した著作の中で、「病気の遺伝素因のさらなる継承の予防」策として、遺伝学的観点からの結婚相談や、遺伝に関する教育と啓蒙の徹底などを挙げている。[15] この時期にはまだ、遺伝子スクリーニングや出生前診断は普及していなかったため、戦前から見られる優生学的方策が、いまだ重要視されているように見える。そして、こうした方策のうちの一つとして、特にさかんに言及されたのが、断種であった。

ここで、戦後における断種をめぐる法状況について、簡単に確認しておこう。ナチ政権が成立させた「遺伝病の子孫予防法」は、終戦後、適用不能になったため、法律に基づく断種は行われなくなった[16]。しかし、戦後も、障害を持つ我が子の断種を乞う両親からの断種申請は医療現場に届いていたため、それにどのように対応すべきかという懸念から、断種に関する新たな法的指針を求める声が、終戦直後から医療現場より生じていた。こうした状況も相まって、断種法の再制定という論点をもとにして、断種論が展開されていた。

では、具体的には断種について、どのような見解があったのであろうか。遺伝学者の中で、最も熱心に断種の必要性を説いたのは、ハンス・ナハツハイムであった。先述のように、彼はナチ体制期には、カイザー・ヴィルヘルム研究所の実験遺伝病理学部局長を務め、人体実験にも関与していた人物である。戦後は、フンボルト大学の遺伝学研究所所長および遺伝学教授職を務めたのち、ベルリンのマックス・プランク研究所の比較遺伝学および遺伝病理学研究所所長、ベルリン自由大学の特任教授の職も得て、一九六〇年に定年退職するまでこれらの職に就いていた。断種に関する著作としては、一九五二年に、断種の必要性を啓蒙する『優生学的指針に基づく断種に対する賛否』を上梓しているほか[17]、一九六六年刊行の『遺伝病との闘い』や[18]、他の個別論文の中でも、断種の必要性を説いている。

彼の主張は、ナチ体制期の遺伝病の子孫予防法をめぐるプロパガンダとさして変わりはなく、「遺伝病の治療だけでは十分でなく、予防をしなければならない」ということであった。ただし、ナチ体制期と異なっていた点は、断種を法的に認可する法律が是非とも必要としながらも、「自発的な断種」のみが認可されるべきであることを強調している点である。

ナハツハイムの著作をもとに、その主張を概観してみよう。彼の主張の骨子は、遺伝病の根本治療は不可能であるから、病気の遺伝素質そのものをなくしていく必要がある、ということであった。ナハツハイムによれば、「我々が治せるものは、個々人の肉体、その表現型であって、遺伝子型を病因から解放することは不可能」である。そのため、その病気の遺伝因子を排除しなければ、遺伝病の蔓延は防げないと、彼は主張した[19]。

「病気の遺伝因子を改善することは出来ない」という前提は、断種の必要性の根拠としてナハツハイムが強調した点であったが、実はこの時期、こうした見解と対立するような学説も存在した。ソ連の生物学者／農学者、ルイセンコが、コムギの研究をもとに提唱した学説である[20]。ルイセンコは、環境因子によって、生物の遺伝形質を変えることが出来ると主張し、メンデルの遺伝法則と「遺伝子」の概念を否定した。彼の学説は、スターリンやフルシチョフによって支持され、政治運動の様相を呈しつつ、一九六〇年代半ばまでソ連で絶対的な影響力を持っていた。一方、伝統的なメンデル遺伝学を信じるナハツハイムは、ルイセンコを厳しく批判している。「遺伝の法則を信じていない人々は、多くの世代にわたって遺伝病を「治して」いけば、病気の遺伝因子も良い方向に変わると考えることがある」としたうえで、「メンデルの法則は、そうした病因の変化が起こる可能性を否定している」と述べ、遺伝病の因子の「再生」可能性を否定した[21]。ここには、生得的形質の改善をめぐる、一つの対立が見てとれる。

こうした考えから、ナハツハイムは、自発的な断種を認可する新たな断種法を制定する必要性を訴えたが、対象となる具体的な遺伝病につ

いては、明確な指定はしていない。しかし、一九六六年の『遺伝病との闘い』において、「頻繁に起こるもので、優生学的措置のためにまず問題になる病」として、「遺伝病一覧」というリストを巻末に添付している（表1）。このリストを見ると、ナチ政権下の「遺伝病の子孫予防法」の対象に比べて、かなり子細な分類をしていること、遺伝の確率がきわめて低く、今日では遺伝性疾患と考えられていないものも対象とされていることがわかる。また彼は、一九三二年にプロイセン州に提出された断種法草案を手本として評価しているが、ナチの断種法が、表現型が遺伝病の者のみを対象としているのに対し、一九三二年の法案が、「病気の遺伝子の保持者」、つまり遺伝子型に病因を持っている者も対象としていたことを強調している。[22] ここでもやはり、彼にとって重要なのは、症状などの「表現型」の治療ではなく、根本からの遺伝因子の排除であったことがわかる。

こうしたことからは、遺伝病の予防のために、遺伝学者として管理・介入すべき対象が、個々人の肉体から、遺伝子へと細分化されていることが窺える。実際、ナハツハイムは、「個人の」衛生だけではなく、「遺伝の」衛生をすべきである、として、「遺伝衛生」の必要性を訴え、そのための最善の手段として、断種を提唱している。[23] ここに見られるのは、個人の身体にあらわれた「症状」ではなく、そもそも個人に刻印された情報である「遺伝素因」を重視する考え方である。こうした考え方は、ナチ体制期から見られるが、人類遺伝学の研究の進展によって、さらに理論的基盤を整えて、強化されたといえよう。

では、ナハツハイムは何故、こうした断種法の必要性を訴えたのであろうか。そこには、いまだこの時期においても影響力を保っていた、優生学が関係している。ナハツハイムの問題意識の背景には、まず、医

表1　ハンス・ナハツハイムによる遺伝病一覧表（『遺伝病との闘い』(1966 年) 巻末付録をもとに紀作成）
（上）遺伝因子に起因する遺伝病　（下）染色体に起因する遺伝病

皮膚系	神経系	感覚器系	形成系	循環器系	消化器系	排泄器系	代謝疾患
多形皮膚萎縮症	アルツハイマー病★	無虹彩	先天性拘縮性くも状指趾症★	血友病★	中毒性巨大結腸症	多発性嚢胞腎★（新生児/成人）	白皮症
先天性包皮水ほう症	毛細血管拡張性運動失調症★	無眼球症	短指症	黄疸	幽門狭窄症		黒内障性白痴
先天性魚鱗癬 遺伝性散在性	フリードライヒ運動失調症★	緑内障	軟骨無形成症★	悪性貧血	粘膜粘液症		糖尿病
手掌足底角化腫	ハンチントン病★	水眼、牛眼（※幼児の緑内障・紀注）	鎖骨頭蓋形成不全症				肥満症
神経線維腫症	筋ジストロフィー★	白内障、先天性	先天性股関節脱臼				ガラクトース血症
乾癬	てんかん（生来性の遺伝的なてんかん）★	小眼球症	先天性内反足				フェニルケトン尿症★
蕁麻疹	躁鬱病	近視	口唇口蓋裂				
色素性乾皮症★	筋萎縮症（シャルコー・マリートゥース病）★	レーベル遺伝性視神経症★	骨形成不全症★				
	先天性ミオトニー（オッペンハイム）★	網膜色素変性症★	大理石骨病				
	先天性ミオトニー、Thomsensche Krankheit★	網膜芽細胞腫★	多指症				
	筋強直性ジストロフィー★	耳硬化症	指欠損症				
	ピック病★	聾唖、遺伝性	小人症				
	統合失調症、精神分裂症						
	知的障害、先天性 a）軽度、b）中度、c）重度						
	脊髄損傷（癆性）						

常染色体異常	性染色体異常
ダウン症 a）標準型　b）転座型　c）モザイク型	ターナー症候群、XOタイプ
	クラインフェルター症候群、XXYタイプ

★印は、医療従事者向けの遺伝性疾患情報サイトGene Reviews日本語版の疾患リストに記載があることを示している。
※ただし、てんかんは★印を付しているが、Gene Reviewsにはピリドキシン遺伝性てんかんのみ記載あり。

学の進歩による「逆淘汰」という現象があった。彼は、「数世紀前にはまだ、文明国においても、他の生物同様、人間に淘汰があった」、「生きる能力を阻害するような病気の遺伝素質は、増大する可能性を持てなかった」とした上で、「今世紀では、こうした自然淘汰はかなりの程度なくなってしまい、その代わりに人為的な逆淘汰が現れている」と述べている。その例として、彼は血友病が治療可能になったことで、多くの血友病患者が生殖可能な年齢に達するようになっただけでなく、子孫を残すようになった、その結果血友病患者が増えていると述べている。[24]

また、もう一つ、彼の著作から読み取れるのは、人口問題への懸念である。ナハツハイムは、一九六六年の著作の最後に、「一九七五年には、紀元後〇年の人口の十六倍、すなわち四十億」にまで世界人口が増加するだろうという試算を提示し、「危機的な人口爆発は、今日、世界の第一の問題である」と述べている。そして、断種は質的な面にアプローチするものだが、量的な面でも、人口動態の問題に取り組む必要があると指摘している。[25]

こうした問題意識は、ナハツハイムだけでなく、他の遺伝学者たちにも見られる。例えば、フリッツ・レンツは、「実用的な優生学の限界」という論考において、第二次世界大戦により、健康な人間が多く死に、銃後で生き残ったのは戦争に出られないような人々であることから、ここでも「逆淘汰」が起きている、と指摘する。[26] また、同論文内では、人口問題に関しても言及がなされている。レンツは、国民の食料事情が悪い国ほど、人口の増加率が高いことを示唆した上で、世界的な人口爆発を抑制するためには、出生率が増えている国での生殖の制限が必要であり、その際の基準として、やはり優生学的な基準が重要になってくる、と主張している。[27]

以上のことからは、遺伝病の予防に対するモチベーションの面でも、具体的な施策の選択の面でも、ナチ体制期とあまり変わらない、生体管理の在り方が見てとれるように思われる。戦後に至ってもなお、戦前と変わらないような危機感は残っており、国民の「質」への追求という観点から、生殖への介入が叫ばれたといえよう。また、「優生学」という言葉やその概念はそのまま影響力を保ち続けており、遺伝学と結びつく重要な一要素として存在していたことが窺える。

しかし実は、優生学的な思想自体は、遺伝学者たち全体に根強く見られる一方で、ナハツハイムの断種論は、他の遺伝学者からはあまり支持を得ていない。例えば、フェアシュアは、一九六六年の著作『優生学』の中で、「遺伝病者の断種の成果は、次世代にとって、もともと期待されたほど本質的なものではない。国民における遺伝病者の数は、優性の遺伝病の場合のみ、わずかな世代において制限することができる。これに対し、劣性の遺伝病の場合には、優勢な素質の組み合わせによって、新たな症状があらわれる。」として、断種の効果がそこまで大きくないことを指摘している。[28] 他の遺伝学者たちも、断種に関する法的指針について議論する必要性は認めていたものの、積極的に断種を促進しようとした遺伝学者は、ナハツハイム以外にほとんど見られない。こうしたことから、この時期の断種論は、「ナハツハイムの独走」とも評される様相を呈していた。[29]

では、遺伝学者たちの間のこうした断種への距離感は、何故生じていたのであろうか。一つには、上述のフェアシュアの言葉からもわかるように、遺伝病が必ずしもそのまま遺伝する訳ではないことがわかってきたことで、断種の効果に疑問が付され始めたという点が挙げられる。しかし、もう一つの背景として、この時期、遺伝学者たちの関心が、他の

テーマに移り始めていたという点も指摘出来るように思われる。次節では、断種論の位置づけについて、検討していきたい。

4　新たな「生体管理」？

まず、この時期の遺伝学者たちの著作の中で目を引くのは、消極的優生学よりも、積極的優生学を重視すべきだ、という議論が頻繁に出てくる点である。例えば、フリッツ・レンツは、「より重要なのは、消極的優生学ではなく、積極的優生学である」として、税制改革などの出生奨励策を提案している[30]。消極的優生学だけでなく、積極的優生学との両輪が必要だという議論自体は、戦前から見られるものであったが、この時期の「積極的な」優生学には、新たな形が生まれ始めていた。それが、結婚相談や断種によって、個人の生殖への意志に介入するだけでなく、遺伝子のレベルで介入し、「良い遺伝子」を増やす、というものである。これに関して、かつてナハツハイムの下で働き、その後ハイデルベルク大学の人類学・人類遺伝学研究所所長を務めたフリードリヒ・フォーゲルが一九六六年に発表した、「人類遺伝学の領域で操作性は考慮に入れられるか？――我々は人類を改良することが出来るか、そして許されるか」という論文を検討してみたい[31]。

フォーゲルは、一九六二年にロンドンで開催されたシンポジウム、「人類とその未来」において、「生物学的な基盤の操作」に関する多くの提案がなされたこと、これを契機としてドイツでも、こうした問題に関する議論が活発になっていることを受けて、近年提唱された技術を紹介している。例えばこの時期、ある個体のＤＮＡを他の個体に移す、形質転換に関する実験は、カモやニワトリを用いた動物実験で成功していたし、一九五二年には、バクテリオファージを伝達物質とする形質導入の実験も成功していた[32]。これは、今でいう遺伝子操作の前身であり、この手法を突き詰めれば、欠陥のある遺伝子の突然変異体を、望ましい他の遺伝子と置き換えることが出来るのではないかと考えられ始めていたのである。

また、細胞レベルでの介入に関しても、新たな技術が検討され始めていた。人体の体細胞に介入した場合、その個体の表現型しか変えられないが、生殖細胞に介入した場合、後の世代にも影響を及ぼせることがわかったことから、生殖細胞にポジティブな変化を起こせば、優生学的な影響をもたらすことが出来るのではないかとの議論も起こっていた[33]。

こうした技術を紹介しながらも、フォーゲルは、その実用化に肯定的だった訳ではなかった。例えばフォーゲルは論文の中で、「こうしたユートピアは、我々が可能性を想像し、考えられ得る将来の世界のモデルを、いわば砂場に描くのを助けるという意味では、全くポジティブな作用を持つ。しかし、この遊びを真剣なものと誤解して、実現させようとするなら、破滅的な影響を及ぼし得る」と述べ、こうした技術の実用化に対して懸念を示している[34]。

しかしフォーゲルは、論考の最後に、遺伝子に悪影響を及ぼす危機が増大している状況から、「人類が『さらに悪く』ならないというだけでは十分ではない。人類は、出来る限り早く、「改良」されなければならない」とも述べている[35]。こうした彼の言葉からは、単に病的な遺伝子を持った個人を生殖から排除することにより、遺伝病を「予防」しようとする、断種をはじめとする消極的優生学だけでは、人類の遺伝子の悪化を抑えきれないという危機感が垣間見える。

この時点では懸念が示されているとはいえ、後の遺伝子操作につながるような技術が、ドイツの遺伝学者によって医学雑誌上で紹介され、

その是非が検討されていたことは、個人の遺伝子や染色体のレベルに直接介入することで、「価値ある」遺伝子を増やすという「改良」が、遺伝学者たちの視野に入り始めていた兆候と捉えることも可能ではないだろうか。かつてドイツにおいて、世界に類を見ないほど大規模に、徹底的に行われた断種が、戦後の人類遺伝学の分野において徐々に重要性を失っていった背景には、後の遺伝子操作へとつながる、遺伝子レベルでの「改良」が、議論の俎上にのってきたことが関わっているのではないかと思われる。

5　おわりに

以上、本稿では、一九五〇～六〇年代におけるドイツの遺伝学者の断種をめぐる議論と、その位置づけを中心として、検討してきた。本稿で扱った遺伝学者たちの言説から見えてきたのは、一九五〇～六〇年代という時期は、旧来型の優生学と、学問の進歩による新たな生体管理観のせめぎ合いの時期であったのではないか、ということである。この時期、人類遺伝学が誕生し、人間の身体をさらに微細な次元で把握することが出来るようになったし、関連する研究の進展は、国際的にも目覚ましいものがあった。しかし一方で、生命の価値づけに基づいて、「質の悪い」身体や遺伝子を減らし、「質の良い」それを増やそうという考えは、戦前とあまり変わらず、その動機となる危機感も変わらなかった。ここには、研究が進展する一方で、そこで活動する研究者と、彼らの持つ思想は戦前のままという、ある種の乖離が見てとれる。

また、この時期の特徴として、遺伝学的に管理しようとする対象が、個人の身体、つまり「個体」から、「遺伝子」へと変わっていくことが挙げられる。ナハツハイムが、「個人の衛生より、遺伝衛生を」と主張したことにもあらわれているように、個人の身体的特性を規定する「遺伝子」の実態がわかり始めたことで、個々人の身体と、そこにあらわれる病気や症状を治療するのではなく、国民全体の「遺伝子」に、注目が集中していく。つまり、遺伝学的な生体管理の対象が、より細分化しているといえるのではないだろうか。

第三節において検討したように、一九六〇年代には、個人の身体ではなく、遺伝子のレベルにまで介入する技術が発展し始めていた。この技術をめぐるフォーゲルの論文からは、人体の「改良」を目指す、新たな「生体管理」の萌芽の一端が見てとれた。一九七〇年代から、遺伝子工学や遺伝子組み換えに関する議論が盛んになり、遺伝情報の把握が、出生前診断という形で胎児のレベルにまで対象範囲を広げていくことを考慮すると、一九五〇～六〇年代という時期はまさに、人体に介入する方策が増えたことで、戦前から見られたような「遺伝病の予防」から、もっと積極的な「改良」へと、生体管理の在り方が変わっていく、その過渡期だったといえるのではなかろうか。

実際に遺伝子技術がさらなる発展を遂げる一九七〇年代以降、国民の身体に対する遺伝学者たちのまなざしがどう変化していくのか、それを踏まえた上で一九五〇～六〇年代を考察することで、こうした「予防」から「改良」への架橋がどのようになされたのかが、より明らかになるであろう。この点については、今後の課題としたい。

【付記】
本研究は、日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号：JP18J00869）による研究助成の成果の一部である。

注

（1）米本昌平『遺伝管理社会』弘文堂、一九八九年。

（2）Anne Waldschmidt, *Das Subjekt in der Humangenetik. Expertendiskurse zu Programmatik und Konzeption der genetischen Beratung 1945-1990*, Münster 1996, S. 87.

（3）Heike I. Petermann, “Changing the Point of View. The History of Human Genetics as an Applied Science in the Federal Republic of Germany, 1945-1975”, in: Heike I. Petermann / Peter S. Harper / Susanne Doetz (Ed.), *History of Human Genetics. Aspects of Its Development and Global Perspectives*, Cham 2017, pp. 189-219, here: p. 197; Waldschmidt (1996), S. 88.

（4）Petermann (2017), pp. 194-195.

（5）Otmar Freiheer von Verschuer, *Genetik des Menschen. Lehrbuch der Humangenetik*, München / Berlin 1959, S. VII.

（6）Ebenda, S. 4.

（7）Waldschmidt (1996), S. 87.

（8）Petermann (2017), p. 197.

（9）Ibid, pp. 204-205. なお、学術評議会 Wissenschaftsrat は、学問や教育に関して、連邦政府と州政府に助言を行う諮問機関。一九五七年設立。

（10）Ibid, p. 204.

（11）Otmar Freiherr von Verschuer, *Eugenik. Kommende Generationen in der Sicht der Genetik*, Witten 1966, S. 29.

（12）Ebenda, S. 34-35.

（13）フェアシュアは一九三五年より、「遺伝病の子孫予防法」に基づく断種申請の可否を決定する、「遺伝保健上級裁判所」の判事を務めていた。ナハツハイムは、一九四三年、カイザー・ヴィルヘルム生化学研究所のゲルハルト・ルーエンストロー・バウアーとともに、てんかんを患う六人の子供を被験者として低圧実験を行った。被験者とされた六人の子供は、「安楽死」作戦の一環でブランデンブルク・ゲルデン州立施設に設置された所謂「研究・観察センター」から送られてきた子供たちであった。Ernst Klee, *Das Personenlexikon zum Dritten Reich. Wer war was vor und nach 1945?*, Frankfurt am Main 2003, S. 639-640; Paul Weindling, “Genetik und Menschenversuche in Deutschland, 1940-1950. Hans Nachtsheim, die Kaninchen von Dahlem und die Kinder vom Bullenhuser Damm”, in: Hans-Walther Schmuhl (Hg.), *Rassenforschung an Kaiser-Wilhelm-Instituten vor und nach 1933*, Göttingen 2003, S. 245–274, hier: S. 246 ff.

（14）この時期の遺伝病研究の国際状況については、以下を参照。エーベルハルト・パッサルゲ著、新川詔夫・吉浦孝一郎監訳『カラー図解　基礎から疾患までわかる遺伝学』メディカル・サイエンス・インターナショナル、二〇〇九年、十一頁。

（15）Verschuer (1966), S. 36 ff.

（16）「遺伝病の子孫予防法」は、連合国からナチの不法として廃止されることはなかったが、この法律に基づく断種を行うために必要な遺伝保健裁判所が廃止されたため、同法律は事実上、適用不可能となった。ただし、医師の独断による断種は戦後も続いており、連邦法務省の推定によると、一九九二年まで、毎年約千人の知的障害女性が、本人の同意なく、或いは本人の意思に反して断種手術を受けさせられていた。*Brigitte Faber, “Eugenik, Sterilisation, fremdnützige Forschung”, in: Einmischen Mitmischen. Informationsbroschüre für behinderte Mädchen und Frauen. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend,*

archiviert vom Original am 13. Dezember 2009; abgerufen am 28. November 2014.

(17) Hans Nachtsheim, *Für und wider die Sterilisierung aus eugenischer Indikation*, Stuttgart 1952.

(18) Hans Nachtsheim, *Kampf den Erbkrankheiten*, Stuttgart 1966.

(19) Nachtsheim (1952), S. 39.

(20) Trofim Lysenko (1898-1976). 一九四〇年から一九六五年まで、ソ連科学アカデミー遺伝学研究所所長を務めた。ルイセンコについて、詳しくは以下を参照。中村禎里（米本昌平解説）『日本のルイセンコ論争〔新版〕』みすず書房、二〇一七年。

(21) Nachtsheim (1952), S. 43-44.

(22) Ebenda, S. 51. なお、表現型とは、遺伝子によって決定される分子・細胞・器官・個体の特徴。新川詔夫、阿部京子『遺伝医学への招待』南江堂、一九九〇年、九十九頁。

(23) Hans Nachtsheim, "Unsere Pflicht zur praktischen Eugenik", in: *Bundesgesundheitsblatt* Vol. 6 (1963), S. 277–286, hier: S. 285.

(24) Ebenda, S. 278.

(25) Nachtsheim (1966), S. 111.

(26) Fritz Lenz, "Über die Grenzen praktischer Eugenik", in: *Acta genet*, Nr. 6 (1956), S. 13-24, hier: S. 15.

(27) Ebenda, S. 20.

(28) Verschuer (1966), S. 53.

(29) Peter Weingart/ Jürgen Kroll/ Kurt Bayertz, *Rasse, Blut und Gene. Geschichte der Eugenik und Rassenhygiene in Deutschland*, Frankfurt am Main 1988, S. 593.

(30) Lenz (1956), S. 17.

(31) Friedrich Vogel, "Ist mit einer Manipulierbarkeit auf dem Gebiet der Humangenetik zu rechnen? Können und dürfen wir Menschen züchten? " in: *Hippokrates*, Nr. 38 (1967), S. 237-243. なお、フォーゲルは一九五二年より、マックス・プランク研究所比較遺伝学および遺伝病理学研究所で働いていたが、同研究所では、一九五三年からハンス・ナハツハイムが所長を務めていた。このことから、フォーゲルは「ナハツハイムの弟子」と称されることがある。一九六二年以降フォーゲルは、ハイデルベルク大学で新設された人類学・人類遺伝学研究所所長を務め、一九九三年に定年退職している。

(32) Ebenda, S. 643-644.

(33) Ebenda, S. 645-646.

(34) Ebenda, S. 640.

(35) Ebenda, S. 649.

（きの　あいこ・日本学術振興会特別研究員（ＰＤ））

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

感染症と「生体管理」
――ドイツ植民地におけるハンセン病対策――

磯部裕幸

1　はじめに

本稿は、一九世紀末から二〇世紀初頭、ドイツ領アフリカ植民地でとられた感染症対策、とりわけハンセン病患者の収容と隔離の歴史を概観しながら、植民地社会における「生体管理」のあり方を考えるものである。

一九世紀後半、顕微鏡の改良に伴い、研究分野として急速な発展と制度化を遂げた細菌学は、感染症の原因を微小生物に還元することで、感染や発症のメカニズムの「可視化」に成功した[1]。すると医学には、そのプロセスを何らかの形で遮断し、感染症の拡大を未然に防ぐ予防策を講じることが求められるようになる。感染者の体内から原因微生物を薬剤で除去するにせよ、健康体にワクチンを接種し抗体の生成を促すにせよ、あるいは病原微生物の中間宿主（マラリアにおけるアノフェレス蚊やトリパノソーマ病におけるツェツェバエ[2]など）を駆除するにせよ、目指すはそれ以上感染者を増やさないことである。

しかし、近代医学はこうしたことにいつも成功するとは限らない。何かしらの理由で病因微生物のコントロールに失敗した場合、行政や警察、ときには軍隊も動員し患者を収容、隔離にあたるだろう。またそれでも感染症の封じ込めができないときは、感染者と非感染者の区別なく人々の移動を制限しようとするだろう。このとき医学的な知見は、政治権力と結びつくことで、強制力を持った「（検疫）政策」となって立ち現れる[3]。

一九世紀後半に原因となる細菌が特定された感染症に「ハンセン病」がある。古くは「らい病」と恐れられ、古来より洋の東西を問わず患者に対する差別や迫害の歴史をもつこの病気[4]は、（もはや「天罰」などといった漠たるものに原因を帰すのではなく）近代科学の名のもと「正しく恐れる」ことが許されるかのように思われた。

しかし実際は、一九四〇年代に特効薬（プロミン）が開発されるまで、人類は患者を隔離することでしか、この病に対処する方策を知らなかった。それまで神仏による「劫罰」とも「天恵」とも解釈されてきたこの病は、近代細菌学によって絶対的「異常」の烙印を押された。患者は近代以前と同様、自ら住む共同体から隔離されたが、今度はそうした措置が「科学的に正しいこと」として人々に承認された。つまり、一ヶ所に収容される患者は新たな差別と偏見に苦しむことになったのである[5]。

こうした差別や偏見が、特効薬が開発された後もなお、一般市民は言うに及ばず、医療従事者の眼をも曇らせてしまったことは、我が国のハンセン病対策の歴史[6]をみれば明らかである。

一八八四年に始まり、第一次世界大戦による敗北で終了したドイツの植民地統治においても、対策の中心はやはり患者の隔離であった。植民地統治機構が脆弱な中で、対策は徹底さを欠くが、そこで「なされたこと」あるいは「なされようとしたこと」「思考されたこと」を検証することは、ハンセン病の歴史自体はもちろんのこと、この病気が広く植民地主義や帝国主義一般の文脈でいかなる意味を持つのかについても、有益な示唆を与えるに違いない[7]。

2　ハンセン病とは何か

ハンセン病とは、抗酸菌の一種である「らい菌」が皮疹や皮膚末梢神経の障害を引き起こす感染症である。初期には感染部位に白斑や赤斑が見られ、症状が進行すると皮膚の顕著な損傷や身体の変形などが起きる。ただし菌自体に毒性はなく、皮膚の損傷は主に他の化膿細菌によるものである。さらに「らい菌」の感染力は非常に微弱で、増殖スピードも極めて遅い。しかし上に挙げた「目に見える」症状によって、古代以来患者に対しては憐憫と差別意識の入り混じった視線が注がれてきた[8]。

ヨーロッパでは十字軍遠征の混乱もあり、一三世紀以来この病気の大流行が見られた。しかし北欧地域を除き、一六～一七世紀に入ると患者が激減、消滅したと考えられるようになった。その一方、北欧諸国では近代に入っても症例報告が続いており、その原因をめぐってさまざまな憶測が飛び交った。ある者はこの病気を「ミアスマ（瘴気）」によるものだとし、また別の者は遺伝が関係していると主張した。

そのような折、ノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンは、患者の皮膚から「らい菌」を発見、この病気が感染症であることを突き止める。二年後の一八七五年、彼はノルウェー政府から対策責任者に任命され、国内患者の隔離政策を指揮した。その結果ノルウェーでは、それまで常に三千人近い患者を抱えていたのが、その数は一八八六年までに千人以下に減少する。この病気の感染性は明確となり、患者隔離の有用性が医学界の常識となった[9]。

上述の通り、ハンセン病は中西欧において長らく消滅したものと思われていた。ところが一九世紀末、ドイツ帝国領内、プロイセン東部のメーメル（現リトアニア領クライペダ）で約三〇名の患者が発見された。この知らせにドイツ医学界に動揺が走る。すぐさま学界の重鎮ルドルフ・ウイルヒョーやローベルト・コッホらが呼びかける形で、「第一回国際らい（ハンセン病）会議」がベルリンで開催された（一八九七年）[10]。

この会議では、欧米はもとより日本からも代表者が出席し、ノルウェーでの実践が高く評価された。出席者のほとんどがこの病気が伝染病であるとする見方を支持し、患者の隔離が感染を防ぐ「最良の方法」であることが決議された[11]。

当時、アフリカや南洋（太平洋）諸島に植民地を有していたドイツ帝国は、この決議を受ける形で、植民地でのハンセン病対策を本格化させる。メーメルでも、収容所への患者の移送が始まろうとしていた[12]。ドイツ国内、植民地を問わず、対策の目指す方向は一致していた。すなわち「細菌学の祖」で、メーメルでの疫学的調査を指揮したコッホが主張するように、この病気が「不治の病」である以上、患者の完全な隔離こそが唯一の解決策だと思われたのである[13]。

ではドイツのアフリカ植民地において、コッホの打ち立てた方針はどれほど実現したのだろうか。当時の「植民地状況」を踏まえながら、次節以下で検証することにしよう。

3　ドイツ領東アフリカ植民地の状況

ドイツ植民地におけるハンセン病対策に共通して言えることは、当地の保健衛生当局がこの疾病への対処を、決して「喫緊の課題」とは見なさなかったということである。患者の容体を急激に悪化させ、死に至らしめる「熱帯病」（天然痘・眠り病・マラリア・赤痢など）に比べ、病状の進行が緩慢なハンセン病に対し、当初植民地行政府は何も行なわな

かった。植民地医療に対する予算や人員が極めて限られていたことを考えると、至極当然な対応だった。

状況に変化が生じたのが、上述した「第一回国際らい会議」の開催だった。会議の前後からハンセン病が伝染性の疾患であることが明らかになり、現地に駐留する軍人やドイツ人移民に患者が出る可能性が指摘されると、行政府もようやく重い腰をあげた[14]。

ドイツ領東アフリカ植民地（ほぼ今日のタンザニアに相当）において、ハンセン病の感染が懸念されたのが、インド洋沿岸地域やニヤサ（マラウイ）湖周辺である。一八八五年の植民地統治開始以来、ドイツの実効支配が進むにつれ、罹患状況も明らかになっていった。

東アフリカ総督府は一八九七年、ザンジバル島の対岸に位置するバガモヨ（Bagamoyo）、翌年に沿岸南部のキルワ（Kilwa）、そして一九〇一年には同じく沿岸南部のリンディ（Lindi）、に「収容所（Lager）」を設置した。

このうち、バガモヨではすでに一八八〇年代末にカトリックの宣教団がハンセン病患者のための収容施設を設置していたが、植民地行政府はこれを閉鎖させ、公的機関が指導的役割を果たすという姿勢を鮮明にした。キルワとリンディでは、いずれも近くを流れる川の河口にある離島（中州）に施設を建設し、容易に患者が逃げ出さないようにしている[15]。

これら三ヶ所の収容所には、東アフリカ植民地全土から患者が移送されてきた。例えばバガモヨ収容所では、当初一七人の患者が収容されたが、その後収容者数は平均して二五名程度になり、患者の発見と移送が進んだ一九〇九年以降、百名近い現地住民が収容所で暮らすようになった[16]。

この急激な収容者数の増加は、コッホが提唱した患者の「一括管理」という発想が影響している。すなわちハンセン病患者はどこの出身であるかを一切考慮されず、その共同体から切り離された。そして「アスカリ」と呼ばれる現地人兵士の監視の下、不自由な生活を強いられた。

食料は植民地行政府から支給されたが、患者は家族との面会を禁止された。またキルワとリンディでは土地がやせており耕作もほとんどできない。収容所は有刺鉄線やサボテン（バガモヨ）、あるいは川や海など天然の障害物（キルワとリンディ）に取り囲まれていて、たとえ監視の目を潜り抜けても脱走は難しい。しかもドイツ人医師は多忙のためほとんど収容所を訪れない。患者にできるのは、ただ症状の進行を黙って耐え忍ぶことだけであった。

収容患者が増加するにつれ、患者の生活コストが次第に植民地行政府の財政を圧迫し始めた。また「アスカリ」による監視を潜り抜け、脱走する患者も増えてきた。ドイツの植民地支配が内陸に及ぶと、さらなる感染者の増加が懸念された。

早くも一九〇五年に入ると、植民地行政府は患者の集中一括管理を断念した。その代わり新たに「ハンセン病療養村（Lepradorf）」を設置することとした。この「療養村」は、収容所を分散化することで、一ヶ所当たりの患者数を減らし、かつその患者に農耕（自給自足）を促すことで、収容所コストの軽減を目指していた。

軽症患者には、そのための営農スペースが設けられた。また患者の住居は、その出身住民集団によってグループ分けされ、まさに「自分の村と同じように」生活できるよう配慮されていた。さらに患者が希望すれば、家族との面会や一時帰宅も可能となった。

こうして従来の「絶対隔離」ではなく、患者が自発的に「療養村」

へ入所するような環境づくりが目指された。いわば「相対隔離政策」への転換である。そこでは以前、植民地行政府によってハンセン病対策から締め出されたキリスト教宣教団にも、積極的な参加が呼びかけられた[17]。一九〇七年までに設置された「療養村」一一ヶ所のうち、実に八ヶ所が宣教団の拠点近くにつくられたのである。その運営は公費で賄われたが、施設の運用や患者のケアは宣教師が受け持つことになった[18]。「療養村」は一九一二年までに植民地全体で四八ヶ所が設置され、入所者は三千八百人にのぼった[19]。

患者の信頼をつなぎ止め、「療養村」の試みを成功させるためは、近代医学が彼らを「治療」できるかどうかにかかっていた。しかしすでに指摘したように、ハンセン病に対する特効薬が開発されるのは一九四〇年代のことである。現場の医師たちは、効き目も分からない既存薬を手あたり次第患者に投与し、何とか効果のある化学物質を探そうとしていた。

その中でも最も多く投与されたのが、「大風子油」と呼ばれた「チャウルムーグラ油（Chaulmoograöl）」である。これは植物の種子（大風子）の種皮を除去してから圧搾した脂肪油で、人体に筋肉注射で投与する際、その部位が化膿するなど激しい副作用を起こすことがある。当然のことながら、この薬剤は期待された治療成績を収めることはできなかった[20]。

宣教団の診療所でも、医師の資格を持つ宣教師が、患者に「ヨードフォルム（Jodform）」（＝トリヨードメタン。防腐剤や消毒薬に使用）を注射したところ、患者に「とてつもない痛みを引き起こした」という[21]。結局さらなる投薬実験の結果、効果が見られないとして使用中止に追い込まれた。

バガモヨの療養所では、一九〇七年九月頃から新薬「ナスチン（Nastin）」の投与が始まった。これは抗酸性トレプトスライシン（Treptotricheen / treptothricin）から抽出した中性脂肪で、抗生物質に使われるが、一方で高い毒性も示す危険な薬剤であった。

この療養所を担当するドイツ人医師が、試験的に五人の患者に投与したところ、一人は三回の皮下注射の後に突然死亡し、一人はその苦痛に耐えかねて脱走し二度と戻らなかった。残りの患者も注射部位にひどい腫れと痛みが起き、「苦痛のあまり、再投薬を頑なに拒むようになった」という。この医師は当初の皮下注射に代えて筋肉注射を実行したが、それも効果なくただ患者の苦しみを増やすだけだった[22]。

このように東アフリカの療養所では、各地で効果のよく分からない薬剤を用いた「人体実験」が、ドイツが植民地を喪失する第一次世界大戦前夜まで続けられた。すでに指摘したように、「療養村」においては患者に対する「強制力」の行使が極力回避されたため、投薬の苦痛に耐えきれない患者が次々と療養所を脱走した。しかし、現場の医師たちはそれがイスラム教に洗脳された「原住民の忍耐力の欠如」と考えていた[23]。まさに「患者ファースト」を掲げて始まった「療養村」は、こうした「植民地状況」に至ってその馬脚を露わしたのである。

4　ドイツ領トーゴ植民地・カメルーン植民地の状況

「絶対隔離政策」の挫折と、家族との接触や一時帰宅および収容所での営農を認める「療養村モデル（「相対隔離政策」）」の導入は、他のドイツ植民地においても見られた。

トーゴ植民地では、一九〇〇年前後からハンセン病対策が本格化した。そのきっかけはトーゴ植民地総督府に勤務する医師が、内陸部で行

なった調査だった。その医師が二四の集落を訪れ、そこで住民を調査したところ、百人ものハンセン病患者を発見したのである。この医師は、自分が管轄する地域（内陸部のミサホーヘ地区）では、恐らく千人もの患者がいるだろうと警告したため、総督府内部では収容所を設置する計画が浮上した。

ところが、収容所のあり方をめぐって、ロメの植民地総督府の意見は容易にまとまらなかった。医師は「絶対隔離政策」を実現するべく、収容所は管理のしやすいロメ近郊の海上島に建設するべきだと主張した。その一方で植民地行政官たちは、そのような場所はトーゴ植民地には存在せず、また多数の患者を一括管理する予算や人員は充当できないとして反対した。

植民地支配を安定化させ、現地社会の治安を維持する必要がある行政官にとって、強制力を伴う隔離政策は現地住民の理解を得られないばかりか、彼らが患者を隠匿することにつながると判断したのである。[24]

結局、医師と行政官双方の意見を折衷する形で、バギダ（Bagida / Baguida）に「療養村」を建設することになった。総督府のあるロメにも近く、かつ三一ヘクタールにもおよぶ営農エリアを備えた収容施設は、東アフリカと同様に患者を出身グループごとに区画された「村落」に収容することとし、患者は「故郷の村（Heimatdorf）」の雰囲気を感じられるとした。

また営農スペースにおける耕作で、食料は充分に手に入るものとされ、余剰農産物は重症患者に販売することも認められた。さらに患者に付添人を認め、入所者にはタオル、マット、毛布や蚊帳などが支給された。労働不能の重症者には、食料（または食費）が支給された。[25]

しかし一九〇六年に運用が始まると、バギダの収容所も東アフリカと同じような問題に直面する。患者の収容は基本的に現地住民の自己申告により行なわれたが、収容所に集められるのは手足の自由がきかない重症患者ばかりであった。労働可能な軽症者が、自ら進んで収容所に足を踏み入れることは決してなかった。

時折、行政府の命令で軽症患者が移送されたが、ほとんどが数日で脱走してしまう。実際に一九〇七年三月末の段階で、定員二百名の「療養村」に収容されたのは、たった一三人であった。翌〇八年に収容者は四〇名に増えるものの、一九一〇年になると再び一〇人台に減少した。そしてトーゴ植民地ではこのあと、医療関係者の関心が天然痘や眠り病に向かい、彼らが執筆し本国へ提出される医事報告書には、ハンセン病の名前がほとんど出なくなった。東アフリカと同様にトーゴでも、収容所では重症患者に対する（実験的な）投薬が行なわれていたと考えられるが、詳しいことは分からない。いずれにせよ、ドイツの統治下でハンセン病はまさに「顧みられない熱帯病」となったのである。[26]

カメルーン植民地においてハンセン病対策が始まったのは、一九〇二年に総督府医師ハンス・ツィーマンが書いた報告書がきっかけである。それによると、カメルーンでは病気が沿岸部から内陸部に向かって蔓延しており、早急な対応が必要だという。そこで植民地総督府内部で検討した結果、沿岸部最大の経済都市ドゥアラ（Duala / Douala）、内陸部ヤウンデ（Jaunde / Yaoundé）、内陸北部のガルア（Garua / Garoua）の三ヶ所に対策の拠点をつくり、全土から患者を集め、集中的に管理することになった。

このうちドゥアラでは、一九〇二～〇三年にハンセン病患者二五名が見つかり、直線距離で約一五キロ離れたマノーカ（Manoka）に隔離施設を建設した。この収容所は、ちょうど岬の先端に位置しており、陸

上からのアクセスが極めて困難な位置にあった。建設費用は、ドゥアラの現地人指導者（「首長（Häuptlinge）」）たちと協議した結果、彼らが全額（六千マルク）を負担することになった。ツィーマンによれば、現地住民もハンセン病の脅威について認識していたという[27]。

その後、ドゥアラ近郊では患者が多数発見されたため、全員をマノーカに収容することができなくなった。そこで一九〇九年、ドゥアラの西方、ギニア湾に浮かぶモンドレ島（Insel Mondoleh）に新たな収容所が設置された。ここは離島という自然環境を利用して、患者の完全な隔離を目指したが、同時に畑作や自生するヤシの実の収穫、家畜の飼育を通じて彼らが自立できるよう計画された[28]。

カメルーンにおけるドイツの実効支配が内陸地域にもおよぶと、ツィーマンの懸念した通り、ハンセン病患者が多数見つかった。そこで一九一〇年末までに、ヤウンデ、エボロワ（Ebolowa）、ガルアにも収容所が設置された。この地域はイスラム教徒が多く、キリスト教宣教団の活動が活発でない上に、ドイツ統治の日が浅く治安維持にも不安が残った。そこで行政当局は、これら三ヶ所に設置される収容所を「開放的な村落」にすることとした。

入所者の生活コストは、その人が所属する住民集団の「首長」が負担することになったが、軽症患者はキャッサバ、トウモロコシ、ピーナッツ、ジャガイモなどを栽培して、できる限り自給自足の生活をすることが求められた。こうした配慮が功を奏したのか、当初この三収容所には、合わせて二百人近い患者が入所した[29]。

さらに内陸部では、イギリス領ナイジェリア植民地との境界に近いオシディンゲ（Ossidinge。現マンフェ（Mamfé））にも、患者の増加により収容所が置かれた（一九一〇年）。

軍医大尉でこの地域を管轄するアルフレート・マンスフェルトは、ハンセン病にも大きな関心を寄せ、欧米における最新の医学的知見を熱心に研究していた。彼は、一九〇九年ノルウェーのベルゲンで開かれた「第二回国際らい会議」の議論[30]から、「らい菌」の感染力が当初恐れられていたほど強くないと考えていた。

そこでマンスフェルトは、「相対隔離」の方針を取り、計画の段階から営農スペースを確保し、入所患者の自立を図ることにした。また内陸でドイツ人行政官の数が不足していたため、施設の管理は入所者自身に任せた。他方で、この病気が伝染性であることに鑑み、収容所の周囲（約二キロ）を柵で囲んだ。また入所者にはナスチンが投与され、薬効が検証された。

収容所の運営費は年間六千マルクにのぼったが、総督府（ブエア）はその負担を拒否したため、マンスフェルトは管轄下に住む住民すべてに「らい病税（Leprasteuer）」を課して費用を捻出した。他の収容所でも「首長」と呼ばれる現地指導層に金銭的負担を求めた例はあったが、周辺住民すべてに課税するのは極めて珍しい。

こうした政策には、マンスフェルトのある「戦略」があった。従来収容所の運営費や収容患者の生活費は、その患者が属する「出身グループ」が負担することになっていた。しかしこれでは、各集落が金銭的な負担を嫌って「身内」の患者を隠匿してしまうかもしれない。それでは病気の蔓延は避けられない。そこでマンスフェルトは、自らが管轄する地区すべての住民から税負担を求めることにしたのである。

この運営方法は、そのユニークさから「マンスフェルト・システム」と呼ばれた[31]。ただし、このシステムの導入には、「首長」層だけではなく一般住民との信頼関係醸成が欠かせない。それは多分にマンスフェル

トの政治力によるところが大きく、カメルーン全土で一般化することはなかった。

それは裏を返せば、カメルーンにおけるハンセン病対策が、現地住民からほとんど信頼を得ていなかったことを意味する。事実、最も地理的に隔絶されたモンドレ島の施設でさえ、軽症患者は地元住民の船を借りてまで脱走した。他の収容所も患者の度重なる逃亡によって、重症患者しか残らない事態になった[32]。ハンセン病対策はここでも、予算と人員不足によって生じる医療政策のほころびを突く形で、現地住民は巧みに植民者たちを翻弄したのである。

5 「マージナル」なものの重要性——むすびにかえて

本稿は、ドイツ植民地におけるハンセン病対策を例に、現地における「生体管理」のあり方を考えてきた。当時のヨーロッパ人にとって、アフリカ（または「熱帯世界一般」）は、その地理、気候、動植物、そして病気、さらにはそこに住む人間さえも、近代「文明＝主体」によって支配（克服）されるべき「自然＝客体」であった。「植民地支配」とは、「文明」の足下にあらゆる「自然」を屈服させてゆく過程であった。

しかし、アフリカの現地住民は決して物言わぬ「受動的存在」ではない。彼らは支配者の都合に唯々諾々と従う「管理されるだけの身体」ではない。自ら意志を持った「生ける身体」である。支配する側とされる側のこの認識のズレこそが、植民地医療をめぐる問題の中心にある。「アフリカ」は、ヨーロッパの近代「文明」が考えるほど単純ではなかった。「文明」の側が、そこに暮らす住民を置き去りにして一方的に「療養村」の構想を策定しても、所詮それは独善的な「まがい物」に過ぎなかったのである。

重要なことは、こうした植民地医療の「失敗」の原因が、植民地支配という「特殊状況」にあるのか、それとも近代医学そのものの営みにあるのかということである。

我々は往々にして前者の立場、すなわち医療それ自体は「善」であり、それが失敗に終わるのは、実行に移す際の「やり方」、つまり当事者に課された物質的、精神的な「制約」に問題があったからだ、という前提に立つことが多い。植民地医療における非人道性を、いわば植民地主義の非人道性と同一視する立場である。

確かに植民地主義がはびこっていた百年前の世界よりも、それを許さない今日の方が「善」の実現可能性は大きくなっているし、医療の技術的進歩は、過去の制約を除去することに役立つだろう。しかしそうであれば、人類の歴史は「善」の増大という「大きな物語」に回収されていくのだろうか。

その様な主張は、恐らく百年前と現在との「断絶」を強調し、自分たちは植民地主義とは無関係であることを装うに違いない。それに対する反論は、有名なマックス・ウェーバーの警鐘に言及するだけで充分である。

> […] こうした文化発展の最後に現われる「末人たち」[…] にとっては、次の言葉が真理となるのではなかろうか。「精神のない専門人、心情のない享楽人。この無のものは、人間性のかつて達したことのない段階にまですでに登りつめた、と自惚れるだろう」と。[33]

植民地で見られたような、診断する医師と診察される患者との「認識の齟齬」、「身体管理」をめぐる「理解の地平」の欠如は、決して我々と無関係ではない。むしろそれは、「公式な植民地支配」が消滅した現代の世界にも残る、医療をめぐる我々の葛藤である。

ドイツ近現代史において、植民地の歴史はたしかに「マージナルな」ものだった[34]。それは一九世紀末にようやく開始され、そして第一次世界大戦の敗北であっけない幕切れを迎えた。植民地統治の基盤が弱い中でなされる医療は、予算も人員も貧弱であり、その意味では「失敗の歴史」だったに違いない。しかしそうしたドイツの植民地支配ですら、あるいはその中で展開された植民地医療の営みですら、フーコーのいう「監獄の誕生[35]」にとって充分すぎる養分を供給したのではないだろうか。

注

（1）ピエール・ダルモン（寺田光徳・田川光照訳）『人と細菌――一七～二〇世紀』藤原書店、二〇〇五年。ポール・ド・クライフ（秋元寿恵夫訳）『微生物の狩人（上・下）』岩波文庫、一九八〇年。

（2）マラリアやトリパノソーマ病（眠り病）と中間宿主の関係を扱ったものとして、それぞれ以下を参照。飯島渉『マラリアと帝国――植民地医学と東アジアの広域秩序』東京大学出版会、二〇〇五年。磯部裕幸『アフリカ眠り病とドイツ植民地主義――熱帯医学による感染症制圧の夢と現実』みすず書房、二〇一八年。

（3）この問題を帝国主義や植民地主義の文脈で論じたものとして、以下を参照。見市雅俊・斎藤修・脇村孝平・飯島渉（編）『疾病・開発・帝国医療――アジアにおける病気と医療の歴史学』東京大学出版会、二〇〇一年。

（4）T. S. Miller / J. W. Nesbitt, *Walking Corps: Leprosy in Byzantium and the Medieval West*, Ithaca 2014. 藤野豊（編）『歴史のなかの「癩者」』ゆみる出版、一九九六年。尤も古代・中世における「差別」が、近代におけるそれと同じ意味を持つのかについては、さらなる考究が必要だと思われる。なお、本稿では原則としてこの病気を「ハンセン病」と表記する。それはいわゆる「らい病」とされる病気が、前近代においてはアルマウエル・ハンセンの同定した菌によらないものも含むことがあるためである。

（5）田中等『ハンセン病の社会史――日本「近代」解体のために』彩流社、二〇一七年、四五頁。

（6）日本におけるハンセン病患者の差別を取り上げた研究は数多くある。さしあたり以下を参照。澤野雅樹『癩者の生――文明開化の条件としての』青弓社、一九九四年。畑谷史代『差別とハンセン病――「柊の垣根」はいまも』平凡社現代新書、二〇〇六年。藤野豊『ハンセン病と戦後民主主義――なぜ隔離は強化されたのか』岩波書店、二〇〇六年。無らい県運動研究会（編）『ハンセン病絶対隔離政策と日本社会――無らい県運動の研究』六花出版、二〇一四年。藤野豊『日本ファシズムと医療――ハンセン病をめぐる実証的研究』岩波オンデマンドブックス、二〇一五年。田中等『ハンセン病の社会史』。さらに、ハンセン病の歴史に関する膨大な文献を整理紹介したものとして、以下を参照。佐藤健太ほか『ハンセン病を学ぶためのブックガイド――ハンセン病は「人間とは何か」をいうことを問いかけている病である』紀伊国屋書店新宿南店「ハンセン病をめぐるブックフェア」用パンフレット、二〇一六年。

（7）ハンセン病と植民地主義や帝国主義との関係を論じたものとして以下

を参照。R. Edmond, *Leprosy and Empire: A Medical and Cultural History*, Cambridge 2006. M. J. Moran, *Colonizing Leprosy: Imperialism and the Politics of Public Health in the United States*, Chapel Hill 2007.

（8）神美知宏・藤野豊・牧野正直『知っていますか？ハンセン病と人権――一問一答』解放出版社、二〇〇五年、七－一八頁。

（9）犀川一夫・森修一・石井則久『世界ハンセン病疫病史――ヨーロッパを中心として』皓星社、二〇一二年、一七六頁以下。

（10）森修一「ハンセン病対策の歴史と現状――日本と世界」『日本ハンセン病学会雑誌』八七（二〇一八年）、七三－九〇頁とくに七六頁。また以下も参照。森修一・石井則久「ハンセン病と医学Ⅱ――絶対隔離政策の進展と確立」『日本ハンセン病学会雑誌』七六（二〇〇七年）、二九－六五頁。

（11）E. Muir, First Congress of the International Leprosy Association: Fourth International Leprosy Association, in: *International Journal of Leprosy* vol. 5-No. 1 (1937), S. 87-91, hier, S. 88.

（12）メーメルの収容所が運用を開始したのは一八九九年のことである。M. Kirchner, Die in Deutschland und den Schutzgebieten seit 1897 ergriffenen Schutzmaßregeln gegen die Lepra, in: *Klinisches Jahrbuch* 22 (1909), S. 1-28, hier S. 2.

（13）コッホは、ノルウェーの実情も調査し、ハンセンの隔離策もまた、徹底さや強制性を欠いた「手ぬるい」ものだと考えていた。R. Koch, Die Lepra-Erkrankungen im Kreise Memel, in: *Klinisches Jahrbuch* 6 (1897), S. 239-253.

（14）S. Harflinger, *Die Geschichte der Lepraarbeit in Ostafrika: ein Vergleich der Entwicklung in Tanzania, Uganda und Kenya* (Dissertation der Universität Bonn), 2012, S. 32.

（15）W. U. Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus Deutschland 1884-1945*, Paderborn 1997, S. 319-324. Harflinger, *Die Geschichte der Lepraarbeit in Ostafrika*, S. 33,

（16）O. Peiper, Die Bekämpfung der Lepra in Deutsch-Ostafrika, in: *Archiv für Schiffs- und Tropenhygiene* 17 (1913), S. 104-105. Harflinger, *Die Geschichte der Lepraarbeit in Ostafrika*, S. 35.

（17）「絶対隔離政策」と「相対隔離政策」については、以下を参照。森修一「世界のハンセン病政策に関する研究Ⅰ――ハワイにおける絶対隔離政策の変遷」『日本ハンセン病学会雑誌』八六（二〇一八年）、一八九－二一一頁。なおこの論文でも、「絶対隔離」から「相対隔離」への転換において、キリスト教宣教団が重要な役割を果たしたことが指摘されている。

（18）ドイツ領東アフリカ植民地では、キリスト教宣教団がカトリック、プロテスタントの区別なく活発な布教活動を展開した。彼らはまた医療・介護の分野にも積極的に参入し、一九一二年の段階で領内に二つの大規模病院、五つの中小規模病院、多数の小規模診療所を設置していた。これについては以下を参照。Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 326-336.

（19）Harflinger, *Die Geschichte der Lepraarbeit in Deutsch-Ostafrika*, S. 37f.

（20）「大風子油」については、以下を参照。犀川・森・石井『世界ハンセン病疫病史』二〇〇－二〇三頁。「大風子油」やそこから抽出した物質は、一九一〇年代以降ハンセン病の初期段階での治療薬として有効だとされたが、かなりの高い確率で再発が見られたという。

（21）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 338,

社、一九七七年。

（いそべ　ひろゆき・中央大学准教授）

（22）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 338.
（23）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 339.
（24）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 152-154.
（25）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 156f.
（26）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 157-160.「顧みられない熱帯病（Neglected Tropical Diseases：NTD」については、長崎大学熱帯医学研究所HP（http://www.tm.nagasaki-u.ac.jp/multiplex/phase1/ntd.html）を参照（二〇二〇年三月二三日現在）。
（27）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 208f. Kirchner, Die in Deutschland und den Schutzgebieten, S. 25f.
（28）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 212.
（29）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 213.
（30）これについては、以下を参照。川﨑愛「空間論から見た日本のハンセン病史」『流通経済大学社会学部論叢』二八（一）（二〇一七年）、四一－五三頁特に四四頁以下。
（31）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 213-215.
（32）Eckart, *Medizin und Kolonialimperialismus*, S. 212f.
（33）マックス・ウェーバー（大塚久雄訳）『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫、一九八九年、三六六頁。
（34）L. H. Gann, Marginal Colonialism. The German Case, in: A. J. Knoll / L. H. Gann (Hg.), *Germans in the Tropics: Essays in German Colonial History*, New York 1988, S. 1-17.　磯部裕幸「『マージナル・コロニアリズム』から『マダガスカル計画』へ――ドイツにおける植民地の記憶」『現代史研究』五六（二〇一〇年）、一九－三四頁。
（35）ミシェル・フーコー（田村俶訳）『監獄の誕生――監視と処罰』新潮